

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

開会前でございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
番外。

市長（石井直樹君） おはようございます。

議会開会前でございますが、ご報告申し上げたいと思います。

5月の臨時議会におきまして可決をいただきました南伊豆地区1市3町合併協議会設置協議につきまして、その後の状況をご報告いたします。

同案件につきましては、下田市、河津町、南伊豆町の議会において可決いただきましたが、松崎町議会において否決をされ、これを受けて、松崎町長は住民投票実施を請求されたところでございます。これを受けて、昨日、松崎町におきまして、南伊豆地区1市3町合併協議会設置協議の是非を問う住民投票が実施をされました。結果は、賛成多数でありました。この結果は、合併新法第4条第17項の規定により、松崎町議会が可決したとみなされるもので、これによりまして法定協が設置をされることとなります。今後は、早急に法定協設置、市町合併に関する協議を行い、平成22年3月の新法期限内での合併を目指すこととなります。

以上、1市3町の合併に関しご報告を申し上げます。

なお、本日の議会終了後、全員協議会の開催をお願いしてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告とさせていただきます。

議長（増田 清君） ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成20年6月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より4日までの3日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、会期は3日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、6番 岸山久志君と7番 田坂富代君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

5月27日、第72回全国温泉所在都市議会議長協議会役員会及び第3回本協議会定期総会が東京の全国都市会館で開催され、私が出席をいたしました。この役員会及び定期総会では、平成19年6月18日から平成20年5月26日までの会務報告及び平成19年度決算並びに平成20年度の運動方針及び予算について審議され、原案のとおり承認されました。また、役員改選で私が実行委員に留任することになりました。

翌5月28日、第84回全国市議会議長会定期総会が東京の日比谷公会堂で開催され、私が出席をいたしました。この総会では、平成19年6月1日から平成20年4月30日までの会務報告を初め、会長提出議案3件のほか、各支部提出の25件の議案を審議の上、可決し、政府関係機関に働きかけていくことに決定をいたしました。

翌5月29日、全国市議会議長会による天皇陛下拝謁が皇居宮殿の豊明殿においてとり行われ、私が参入いたしました。

同日、第96回市議会議員共済会代議員会が東京の砂防会館で開催され、私が出席いたしました。この代議員会では、平成20年2月8日から5月28日までの事務報告及び平成19年度決算について審議され、原案のとおり承認されました。なお、地方議会議員年金の現状と今後の対応についても説明がありました。

次に、総会関係について申し上げます。

5月30日、伊豆温泉所在5都市議会議員研修会が熱海市で開催され、1名の議員が出席をされました。この研修会では、数々の議会関係の本を出版している元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村稔氏による「これからの地方議会の進む道について」と題した講演及び熱海市観光戦略室長による「伊豆の温泉と観光について」と題した講話がありました。出席された議員の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

次に、姉妹都市交流について申し上げます。

第69回黒船祭期間中の5月16日から5月17日にかけて、沼田市議会の正副議長を初め、市議会議員19名と職員2名の方々が当市を訪問され、沼田市議会と当市議会との交流会を開催いたしました。また、同期間中に、萩市議会副議長と職員1名が当市を訪問されました。今回の訪問によりまして、下田市、沼田市、萩市のそれぞれの市民の築き上げた長年の有効と交流を一層深めることができ、改めまして議員各位のご協力に御礼を申し上げます。

次に、市長より、平成19年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成19年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました要請書1件でございます。静岡県労働組合評議会議長及び静岡県評パート臨時労組連合会代表幹事の連名で送られてきました「改正最低賃金法の趣旨を踏まえた最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書の採択を求める要請書」の写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

事務局長補佐（須田信輔君）朗読いたします。

下総庶第7号。平成20年6月2日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成20年6月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成20年6月2日招集の平成20年6月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第2号 専決処分の承認を求めることについて、議第35号 下田市固定資産評価員の選任について、議第36号 指定金融機関の指定について、議第37号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについて、議第38号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第39号 平

成 20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）。

下総庶第78号。平成20年6月2日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成20年6月下田市議会臨時会説明員について。

平成20年6月2日招集の平成20年6月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 高橋正史、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納室長 森 廣幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 平山広次、健康増進課長 藤井恵司、福祉事務所長 清水裕三、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会生涯学習課長 前田眞理。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

税務課長（河井文博君） それでは、報第2号における専第3号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の2ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律案が2月29日に衆議院を可決、参議院送付後、審議未了のまま新年度を迎えることになりました。一部の特例法案、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部改正、いわゆるつなぎ法は3月31日に可決成立し、その期限を暫定的に5月31日に延長することになりましたが、地方税法等の一部を改正する法律案は、参議院で審議未了のまま一向に進まず、憲法第59条に基づく参議院送付後の60日経過によるみなし否決となり、4月30日、衆議院で地方税法改正法案は再可決、成立し、午後の11時30分公布されたものでございます。下田市も11時40分に公布しました。

改正法の施行期日は、原則として平成 20年 4月 1日と規定されているところですが、既に期日を経過しているため、改正案は原則として公布の日から施行するものとされました。

また、改正法による改正規定の適用関係については、必要な経過措置が定められ、納税者の利益となるものについては、4月 1日に遡及して適用される一方、納税者の不利益となるものについては、同日に遡及せず、公布の日から適用されるという基本的な考え方に基づくものでございます。

今回、4月 30日に専決とさせていただきました理由は、個人住民税のエンジェル税制附則第 20条について、納税者の不利益となる改正が含まれ、直ちに下田市税賦課徴収条例の改正を行い、公布する必要が生じたこと、また条例で引用している法律の条例を改正し、公布する必要が生じたことによるものでございます。

それでは、税制改正に伴います条例の改正内容等につきまして、資料にて説明させていただきます。

条例改正関係等説明資料 1 ページから 64ページまでが関係資料でございます。1 ページから 4 ページを今回の税制改正の主要な改正点の資料（その 1）とし、6 ページから 64ページまでを条例の改正内容（その 2）、奇数ページを改正前、偶数ページを改正後とし、アンダーラインの箇所が今回改正される部分となっております。

それでは、条例改正関係資料の 1 ページをお開きください。

まず、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての主要な改正点でございます。

1 番目として、寄附金税制と公益法人課税でございます。

寄附金税制の拡充がございます。平成 21年度以後の個人住民税について、次のような寄附金税制の拡充がされます。

1 として、控除対象寄附金の拡充等。

所得税の控除適用対象となる寄附金（国とか政党等のものは除く）のうち、地域の住民福祉の増進に寄与するものとして、地方公共団体の条例により指定されたものが、個人住民税の寄附金控除の適用対象に追加される。具体的な適用対象は、今後県と検討します。

として、所得控除方式が税額向上方式に改められます。適用対象寄附金に係る控除率は、道府県民税が 4 %、市町村民税が 6 %とされております。

として、寄附金控除の対象限度額について、総所得金額等の現行 25%ですが、これが 30%に引き上げられます。

として、寄附金控除の適用下限額が、現行は 10万円ですが、5,000円に引き下げられま

す。

(2)として、寄附金税制の見直しでございまして、ふるさと納税とよく言われておりますが、地方公共団体に対する寄附金が適用下限額の5,000円を超える場合、その超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されます。対象寄附金は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて総所得金額の30%が上限となります。

税額控除の計算方法ですが、と の合計額を税額控除とし、地方公共団体に対する寄附金引く5,000円掛ける10%、これを基本控除額と言います。それから、を地方公共団体に対する寄附金引く5,000円掛ける90%引くゼロから40%、これ、所得控除額でございまして、の額については、個人住民税所得割額の1割を限度としております。

もう一つが、公益法人の課税でございまして。

公益法人制度改革の概要は、現行の社団法人・財団法人制度を廃止し、新たに届け出だけで設立できる一般社団法人と一般財団法人、公益性が認定された公益社団法人・公益財団法人と新たな仕組みができるとするものでございまして。

また、現在の公益法人は、5年間の移行期間がありまして、この間は特定民法法人(特例社団法人・特例財団法人)として、現行の公益法人と同様の扱いとされるものでございまして。

公益法人制度改革に伴いまして、原則として、平成20年の12月1日から次の措置が適用となります。

次のページ、法人住民税、住民法人税の均等割は、公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人、これを最低税率を適用するものでございまして。学術の研究等を目的とする公益社団法人・公益財団法人・人格のない社団等、収益事業を行わない場合には非課税となります。

法人住民税法人税割は、法人税における取り扱いを踏まえ、所要の措置が講じられるとなっております。

(2)の固定資産税及び都市計画税です。

公益社団法人及び公益財団法人が設置する施設は、旧民法34条法人と同様に、非課税とさせていただきます。

一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものは、平成25年度分までが非課税です。

特例民法法民については、旧民法第34条法人と同様の措置が講じられるものでございまして。

として、各経済政策に係る特例措置ということで、個人所得課税における上場株式等に

係る譲渡所得や配当所得等への課税について、住民税では次のような改正がなされます。

(1)として、上場株式等に係る譲渡所得の10%軽減税率の廃止でございます。上場株式の譲渡所得に係る税率は、平成20年の、今年の12月31日をもって10%軽減税率が廃止されることになっております。2年の1月1日以降は20%、しかし、特例措置として、平成2年1月1日から2年の12月31日までは、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、譲渡の500万円以下の部分は10%でいいですよということになっております。

源泉徴収口座における特別徴収税率等の特例。平成2年1月1日から平成2年12月31日までは、源泉徴収口座における源泉徴収、特別徴収税率は10%。この場合、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超えるものは、源泉徴収口座の譲渡所得に係る申告表の特例は不適用。500万円を超えた場合は、申告しなければならないというものでございます。

(2)として、上場株式の今度は配当でございます、10%軽減税率の廃止を行います。居住者等が支払うを受けるべき上場株式等の配当に係る特別徴収税率等については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率を廃止します。2年1月1日からは20%となります。住民税が5%で、国が15%ということでございます。

特別徴収税率の特例措置としまして、平成2年1月1日から平成2年12月31日までは、居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当に対する特別徴収税率は10%。この場合、その年の7%源泉徴収(3%特別徴収)の対象となった上場株式等の配当(年間の支払い金額が1万円以下の銘柄は除きます)の金額の合計額が100万円を超えるものは、その者がその年中に受け取った7%源泉徴収(3%特別徴収)された当該上場株式等の配当については、申告扶養の特例は不適用。これは申告しなければならなくなりました。

3として、上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設でございます、平成2年1月1日以後に居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当については、当該居住者等は20%の税率により申告分離課税を選択できることとする。なお、総合課税を選択することにより、配当控除等の適用も可。この場合、申告とする上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税と振興分離課税のいずれかの選択を適用するというものでございます。

申告分離選択課税の税率の特定措置は、平成2年1月1日から2年12月31日までの間、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち、100万円以下の部分は10%の軽減税率を適用するというものでございます。

3番目として、住宅税制に係る特例措置でございます、新築住宅に係る固定資産税の減

額措置が2年間延長されました。

それから、長期耐用住宅等の整備の促進に関する法律の制定に伴いまして、同法の施行の日から22年3月31日までの間に新築された認定長期耐用住宅について、次の特例措置を講ずるものです。

固定私案税については新築から5年間（中構想耐火建築物は7年度分）に限り、当該住宅に係る税額（1戸当たり120平米相当分までに限る）の2分の1を減額します。

3番目として、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講じます。20年1月1日にあった住宅で、平成20年4月1日から22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったもの、これは賃貸住宅は除いておりまして、について、改修工事が完了した年の翌年度分に限って、当該住宅に係る固定資産税の税額（1戸当たり120平米相当分まで限る）の3分の1を減額する。

対象となる省エネ改修工事は、窓の改修工事ということで、窓の改修工事が基本になっておりまして、その工事とあわせて床の断熱工事とか天上の断熱工事、もしくは壁の断熱工事で、それぞれの工事により、それぞれ部位が現行の省エネ基準に新たに適合することとなるものであって、その工事費が合計額が30万円以上のものがございます。

4番目として、円滑・適正な納税手続のための措置でございます。

個人住民税において、平成22年度から公的年金からの特別徴収制度が導入されます。

特別徴収の対象者は、年金所得者で、前年中に公的年金等の支払いを受けたもので、当該年度の初日において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の個人住民税の納税義務者となっております。

特別徴収の対象税額ですが、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額。

（3）として、特別徴収の対象年金は、老齢等年金給付となります。

それから、（4）番の特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払いをする者で、老齢等年金給付の支払いをする際に徴収した税額を、その徴収した月の翌月の10日までに市町村の納入すること。

（5）番目として、特別徴収に係る通知で、年金保険者及び市町村は、特別徴収を行うに当たって、老齢等年金給付の年額等の情報について、経由機関を通じて通知すると。

徴収の方法ですが、年金所得者は、4月から9月までの間の年金給付の際に、それぞれ前年度の2月において特別徴収の方法により徴収された額に相当する額を特別徴収。10月から翌年3月までの間の年金給付の際に、それぞれ公的年金等に係る個人住民税額から既に徴収

した額を控除した額の3分の1に相当する額を特別徴収。

新たに特別徴収の対象となった年金所得者は、4月から9月までの間は公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額を普通徴収とし、10月から翌年3月までの間の年金給付の支払いの際に、それぞれ公的年金等に係る個人住民税から既に徴収した額を控除した額の3分の1に相当する額を特別徴収するというものでございます。

それでは、条文等の改正内容について説明させていただきます。

5ページをお開きください。

第19条の（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）の規定ですが、第4条の4（年金所得に係る督促徴収税額の納入の義務）が今回新たに年金からの天引き納入が追加され、特別徴収義務者は翌月の10日までに支払うこととなり、第45条の5第3項、仮の特別徴収においても、これに準用するというもので、第1号についても、同様な理由から追加されました。

第23条は（市民税の納入義務者等）で、民法第34条、公益法人の社団法人、財団法人については、明治29年以来の改正で、平成20年12月1日から施行されるものです。先ほど説明しましたが、この公益法人制度改革の概要は、現行の社団法人・財団法人制度を廃止し、新たに届け出だけで設立できる一般社団法人とい一般財団法人、また公益性が認定された公益社団法人の公益財団法人が新たに創設され、現行の社団法人・財団法人は、5年間の移行期間が設けられ、この間を特例社団法人・特例財産法人として、現行の公益法人と同様の扱い。認定による公益社団・公益財団は、現在の公益法人（許可制）に類似していますが、現在の公益法人との大きな違いは、主務官庁制度が廃止され、内閣府または都道府県等に置かれた公益認定等委員会が統一的な判断を行うこととなります。

第4号は、今回の改正で、一般社団・財団法人と公益社団・公益財団とに区分されることにより、課税関係が変更となり、削除したものです。

第3項は、新たに第3条第2項の表に基づき、（3条第2項の表の第1号について、「人格の内社団等」という。）を追加。「この節中法人」を「この節の規定中法人の市民税」に改めるもの。

7から8ページをお願いします。

3条の（均等割の税率）第2項は、従来は法人等の区分（資本金等の額と市内に有する事務所等の従業者数）により税額を定めていましたが、第23条の改正により、「法人等」を「法人」に改め、（1）のイ、ロ、ハにおいて、公益法人関係の税率を最低税率に適用し、

(二)及び(ホ)に変更はありませんが、条文の整理。以下、表の(2)から(9)までは、法人の区分、税率とも変更はなく、従前は均等割 300万円から5万円まで順に金額が下がっていましたが、改正法は5万円から後、逆に上に上がっております。

9から10ページをお願いします。

第3項は、公益法人等の改正に絡み、地方税法等から削除されたため、「若しくは第4号を」削除したものでございます。

第33条(所得割の課税標準)で、3項中「本項」を「この項」に、34条の8(配当割額又は株式譲渡所得割額の控除)が、今回34条の7(寄附金税額控除)が追加されたため、34条の9に条文の整理を行ったもので、第5項も同様でございます。

次の第34条の2の(所得控除)の規定中「寄附金控除額」は、所得控除から税額控除に今回変更となったため、削除するものです。

12ページをお願いします。

34条の7の(寄附金税額控除)は、34条の6の次に新たに追加したもので、これは19年11月20日に取りまとめられた政府税制調査会において、「個人住民税の寄附金税制のあり方について検討する必要がある」との指摘がありまして、あわせて地域社会の会費としての個人住民税の性格、地方分権の観点も踏まえ、寄附金税制の仕組みは基本的に条例など地方公共団体によって独自に構築されるべきこと、また故郷に対し貢献したいとのふるさと納税の導入の検討会も行われ、現行の地方団体に対する寄附金税制を拡充する方向で結論が出されたものです。

第1項は、所得割を有する納税義務者が前年1月1日から12月末までに下の1号、2号に該当する寄附金または金銭を支出し、その合計額が5,000円を超える場合は、超えた金額の6%を所得割の額から控除して、所得額が所得割額を超えている場合は、所得割額に相当する金額を控除するもの。

第2項は、10%を引いた残り90%に所得税の減額税率を除いた特別控除額を定め、1号は、所得割の下中井税率を次の表のとおりとし、2号は、労咳課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額がゼロ以下の場合で、山林所得金額及び退職所得金額を有しないとき。

第3号は、課税総所得金額を有する場合、課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額がゼロを下回り、課税総所得金額を有しない場合で課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合は、イまたは口の区分に応じて1号の表の割合とするものです。

13から 14ページをお願いします。

34条の7（外国税額控除）を 34条の8として、「外国の所得税等と」あるを「法第 31条の8に規定する外国の所得税等」に、地方税の改正より「 31条の7」を「 31条の8」に改ため、「前条」とあるを「前2条」に改めるたもの。

34条の8（配当割額または株式譲渡所得割額の控除）を 34条の9とし、「前2条」を「前3条」に、第3項「第3条の3」を「第3条の4」に条文の整理を行いました。これは前条も同様ですが、寄附金税額控除制度の条項が追加されたため、条項を繰り下げたものでございます。

36条の2（市民税の申告）の第1項中、次のページをお願いいたします。「、医療費控除若しくは寄附金税額控除」とあるを「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9条」とあるを「同条第9項」に、雑損失の金額の次に「若しくは第 34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において（寄附金全額控除額」という。）の控除」を追加し、同条第4項中「、医療費控除若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」とし、「又は同条第9項」を「同条第9項」に、雑損失の金額の控除の次に「又は、寄附金税額控除額の控除」を加えるもので、これらは寄附金税額控除制度に伴う語句の整理、同条第6項は法第31条の2（市町村民税の申告等）第5項の改正により、「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改めるものでございます。

38条（個人の市民税の徴収の方法）は、今回 47条の2に「公的年金等に係る所得にあつ列る個人の市民税の特別徴収」の制度が創設されたため、第1項中、第 44条の次に「、第47条の2第1項若しくは第2項、第 47条の5」を加え、「除く外」を平仮名の「除くほか」に、第2項では、平仮名の「あわせて」を漢字の「併せて」に改め、第 44条（個人の市民税の納税通知書）は、 44条第1項の次に「又は第 47条の6第1項」を加えたもので、これも年金からの特別徴収に伴う改正。

17から 18ページをお願いします。

第44条は、見出し（個人の市民税の特別徴収）を（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）に変更するもので、今回、年金からの特別徴収が加わったため、特別徴収の種類を給与所得か年金かを明確にしたもので、この条以降、第 44条までの見出しの改正には「給与所得に係る」が追加されております。

第1項中の「本条」を「この条」に改め第2項及び第3項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等にあつ列る所得以外」にそれぞれ改めたものです。

第4項中「本項」を「この項」に、平仮名の「すでに」を漢字の「既に」に改めるもの。

19 20ページをお願いします。

45条は、見出しの（特別徴収義務者の指定等）を（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、下の第46条の見出し（特別徴収税額の納入の義務等）を（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）に改め、46条の2の見出し（特別徴収税額の納期の特例）を（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）に改め、第1項中「本条」を「この条」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、47条の見出し（普通徴収税額の繰入）を（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入）に改め、第1項中「より個人の市民税」を「より給与所得に係る特別徴収税額」に、同条第2項中「特別徴収税額」とあるを、それぞれ「給与所得に係る特別徴収税額」に改めるものです。

48条の次に新たに公的年金に係る市民税の特別徴収が追加されたことにより、48条の2、48条の3、48条の4、5、48条の6と、5条が加わりました。

公的年金からの天引きは、既に所得税は源泉徴収として、また、平成12年からは介護保険で、平成20年からは後期高齢者や国民健康保険税で実施されることとなっております。個人住民税については、以前から全国市長会、全国町村会からも強い要望がなされ、平成20年度大綱において具体的な案として盛り込まれ、平成21年度の10月の支給分から実施することとなったものでございます。年金からの特別徴収は、市町村の窓口や金融機関へ出向いて納入していましたが、今後は年金受給者の納税の手間が省かれ、利便性が向上するものと思われまます。また、市町村の事務の効率化が図られ、徴収率も向上するものと期待するものです。

48条の2（公的年金にあつる所得に係る個人の市民税の特別徴収）で、特別徴収の対象者は、個人住民税の納税義務者で、前年中に公的年金を受給している者で、年度の初日において老齢基礎年金を受給している65歳以上の者を「特別対象年金受給者」と言うが、次の者を除きます。

22ページをお願いします。

1として、1月1日以後住所を下田市に有しない者、老齢年金給付が18万円未満の者、特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える者。最初の年のみ公的年金の所得と均等割の合算額が2分の1を、その年の10月1日から翌年3月31日までの分を老齢等年金給付から特別徴収の方法によって徴収されるもので、給料等の所得がある者は、均等割を除いた年金の所得を天引きするものです。

第2項は、天引きのできない所得がある者は、普通徴収となるが、現行の給料からの特別徴収と同じように公的年金から特別徴収することも可能であること。

第3項は、年金からの天引きの最初の年は、年金所得の所得割と均等割の合算額を10月以降特別徴収の額を引いた残りの額、市民税の1期から2期分を普通徴収の方法によって徴収するもの。

4条の3（特別徴収義務者）。特別徴収義務者は、年金給付の支払いをするもので、具体的には社会保険庁とか地方公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会等が対象となります。

4条の4（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）。年金保険者は、徴収月の翌月の10日までに徴収した支払い回数割特別徴収税額を納入すること。

第2項は、10月1日から3月31日までの年金所得の納める特別徴収税額は、公的年金所得額、均等割額から年度前半に仮徴収した額を除き、特別徴収対象年金給付の支払い回数で除した額。

それから、24ページをお開きください。

4条の5（年金所得に係る仮特別徴収税額等）は、4月1日から10月1日までの仮徴収は、前年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に徴収された額に相当する老齢等年金給付が支払われる場合は、特別徴収の方法により徴収するもの。

第2項は、前第4条の2は、年金天引きの初年度における規定で、この項の年金所得に係る本徴収の額は仮徴収税額を控除した額とし、第3項の普通徴収は適用しないものとする。

第3項は、「4条の3」及び全条の（納入の義務）についても、第1項の特別徴収について準用する前条項の読みかえ規定。

4条の6（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入）で、第1項は、何らかの理由により特別徴収だったものが徴収されなくなった場合は、普通徴収により直ちに徴収すること。

第2項は、徳悦徴収にて徴収された額が普通徴収となった場合、納めた額が多過ぎた場合で、当該特別徴収対象年金所得者と未納金がある場合には、法第17条の規定による過納金、誤納金は未納金に充当するとするもの。

第48条（法人等の市民税申告納付）の見出し、第1項、第4項の改正は、第3条（均等割の税率）第2項で、「法人等」を「法人」に改めたことによる語句の整理。

50条も48条と同じ語句の整理。

27、28ページを。

第5条は（市民税の減免）で、民法第34条、公益法人の改正により公益認定を受けた法人と登記のみによって設立された法人の類型が設けられたことによるもの。

第5条（固定資産税の納税義務者等）第1項は語句の整理、第5項、「本項」を「この項」に、また「独立行政法人緑資源機構」が廃止され、「森林総合研究所」が担うことによる条文の整理。

29 30ページをお願いします。

第6項においても、「本項」を「この項」に改め、7項も「施行規則第10条の2の7」「第10条の2の9」とし、「本項」を「この項」に改めるもの。

第56条第1項は、「民法第34条の法人」を「公益社団法人」もしくは「公益財団法人」とし、「本条」を「この条」に改めるもの。

31ページ、32ページをお願いします。

第131条（特別土地保有税の納税義務者等）は、「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に、土地改良事業における独立行政法人緑資源機構廃止に伴う独立行政法人森林総合研究所が担うことによる条文の整理でございます。

33 34ページをお願いします。

第152条（都市計画税の納税義務者等）の第2項中の改正は、地方税法第34条の3に合わせ、適用条項を改めたもの。

次は、附則に入りますが、第4条の2（広域荒神等に係る市民税の課税の特例）で、現行、個人が公益法人に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等、一定の理由による非課税承認が取り消された場合には、寄附者個人の課税となるが、これを当該寄附を受けた公益法人等に対して寄附時の譲渡所得等に係る市町村民税の所得割を課することとしたもので、所得税法改正に伴い、住民税も同様としたもの。

第5条（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）の第3項は、34条の7（寄附金税額控除）が挿入されたことによる条文の整理及び「前2条」を「前3条」に改め、6条第3項の改正は、法律番号の削除。

35 36ページをお願いします。

第7条第2項についても、第5条（寄附金税額控除）と同じ理由から条文の整理をするもの。

第7条の3（個人の市民税の住宅借入金等特別控除額の控除）第2項も条文の整理。

第3項は、住宅ローン特別控除の申告書の提出期限に係る宥恕規定に整備で、住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村町がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることを第3項に追加する。

37 38ページをお願いします。

第7条の4（寄附金税額控除における特別控除額の特定）。寄附金税額控除の適用を受ける納税義務者が、都道府県・市町村の寄附をした場合で、第34条の7第2項第2号もしくは第3号に該当する場合または課税総所得、山林所得、退職所得がない場合は（附則の16条の3第1項）上場株式等に係る配当の課税の特例、（附則第16条の4第1項）土地の譲渡に係る事業所得に係る市民税の課税の特例、（附則第17条の1の第1項）長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例、（附則第18条）短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、（19条の1）株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例、（20条の2）先物取引に係る雑所得に係る個人の市民税の課税の特例に該当するときは、同項第2号、第3号項の規定にかかわらず、前年中に支出した同条第1項第1号の寄附金の合計額から5,000円を引いた金額に次の1号から5号の区分に応じ定められた割合で計算するもの。

第8条は（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）で、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、1項では、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭以内を免除とし、2項では、2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行い、その適用期限を平成24年度まで延長することとしました。

39 40ページをお願いします。

同条第2項及び第3項は条文の整理。

第10条の2（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）は、地方税法の附則改正により、第1項から第6項は条文の整理を行うもので、次のページの41、42ページ、第6項の5号から7号は、「改修工事」を「居住用安全改修工事」に改め、新たに第7項を追加を、住宅の省エネ化を図る目的から、法附則第15条の9第9項以下12項までの省エネ改修を行った住宅に対する減額措置を講じたもので、「熱損失防止改修住宅」または「熱損失防止改修占有部分」の工事に対し、3分の1の減額をすとしたもの、完了した日から三月以内に次に掲げる申告書を市長に提出すること。

43から44ページをお願いします。

第10条の3は(阪神・淡路大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)は条文の整理、第16条の3は(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)は新たに追加されたもので、金融・証券税制をめぐる議論は、平成20年度税制改正において上場株式に係る配当や軽減税率の取り扱い、金融所得に係る損益通算の範囲の拡大は最も活発に行われたところであります。

政府税調の答申は、「昨年度の答申の方向に沿って対応する」とし、期限到来とともに軽減税率を廃止する方向性が打ち出され、結果、軽減税率は平成20年12月末をもって廃止し、平成21年以後は本則に戻しつつ、配当については100万円以下、または譲渡益については500万円以下の部分について、平成21年から22年の2年間(住民税は22年度から23年度)は10%の軽減税率をすることとなったものでございます。また、損益通算の範囲の拡大については、配当と株式譲渡損失との間の損益通算を認め、申告による方式は所得税が21年から、住民税は22年度から適用されることとなりました。

さて、第1項ですが、所得割の納税義務者が前の年に上場株式の配当があった場合、市民税の申告の翌年度(平成21年1月日以降)特定配当に関する申告(申告分離課税)を提出したときは、第33条(所得割の課税標準)に第1項、第2項、34条の3(所得割の税率)の規定にかかわらず、他の所得と区分し、課税配当所得金額の3%に相当する金額を課するものとする。ただし、附則第7条の1項(個人の市民税の配当控除)の規定には適用しないものとし、申告する場合は上場株式等に係る配当所得の金額の一部でなく、合計額を総合課税か申告分離課税のいずれかを選択すること。

第2項は、33条(課税標準)の第1項、2項、3項を適用した場合は、第1項の規定を適用しないものとしたこと。

45 46ページをお願いいたします。

第3項は、第1項で総合課税の選択をした場合の取り扱いで、第1号は、第34条の2(所得控除)については、総所得金額に第1項の上場株式の配当を加えた金額が控除すること。

第2号は読みかえ規定。

第3号は、35条(所得の計算)中、山林所得金額に附則第16条の3第1項を加えたもの。

第4号は、附則第5条(個人の市民税の非課税の範囲)も第3号と同様な扱いをするもの。

附則第16条の4(土地の譲渡等の係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)で、第3項第2号は本則の改正に伴う条文の整理。

47 48ページをお願いいたします。

附則第 17 条（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）で、第 3 項第 2 号も本則の改正に伴う条文の整理。

附則第 18 条（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）で、第 5 項第 2 号も本則の改正に伴う条文の整理。

49 50ページ。

附則第 19 条（株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）も、本則の改正に伴う条文の整理。

第 19 条の 2（指定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）は、2 項中「特定管理口座」の次に「係る同条第 1 項に規定する振替口座等に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に改めるもので、今回の株式譲渡所得等の改正に伴う語句の追加。

51から 52ページ。

第 19 条の 3（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税額の特例）は、今回、株式等の譲渡所得の特例（10%の軽減税率）が廃止することとなったため、削除するもの。

第 19 条の 5（源泉徴収選択口座内配当に係る市民税の所得計算の特例）で、追加条項となっており、市民税の所得割を有する納税義務者が配当を受ける源泉徴収選択口座内配当については、施行令附則第 18 条の 4 の 2 第 10 項で定めるところにより、源泉徴収選択口座内配当と、これ以外のものとに分けて計算するもの。

第 2 項は、納税義務者が源泉徴収口座内配当に記載した申告書を提出する場合は、前年中に公布された選択口座内配当等のすべての所得を記載すること。

第 19 条の 5 を 19 条の 6 とし、見出しの（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）は、譲渡損失の次に損益通算等を加え（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）とするもので、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設で ございます。

第 1 項は、平成 22 年度文以後の個人住民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき、または前年以前 3 年の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から控除するものし、第 2 項は、納税義務者が申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額で、特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当から徴収し納入する県民税の配当割の計算上、源泉徴収選択口座内の額から同項各号

に掲げる損金の金額がある場合には、申告書に当該源泉徴収選択口座内配当に係る所得の記載を行うべきこと。

53から 54ページ。

第 3 項は、読みかえ規定。改正前の第 1 項を第 4 項とし、改選前の第 2 項を第 5 項に、第 3 項を第 6 項に、4 項を第 7 項に、それぞれ条文の整理を行うもの。

55、56ページをお願いします。

第 20 条（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）で、今回、特定中小中会社（エンジェル税制）が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとし、経過措置として、改正法の公布の前までに取得した特定中小会社が発行した株式について、旧法及び旧令を適用することとしました。なお、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例は、57ページ、58ページをお願いします。旧第 7 項または 8 項の株式の売却時点についてのみ優遇措置（譲渡益の 2 分の 1 の圧縮）の特例を今回廃止したことにより削除。また、本条の第 1 項から第 4 項までは、本附則の改正による条文の整理でございます。

第 20 条の 2（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）は、先物取引に係る雑所得等に係る所得の課税については、ほかの所得と区分して課税する特例で、第 2 項は本則の改正による所得割の額を定めるための条文の整理とするものです。

20 条の 4（条約適用利子及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）は、条約適用利子等及び条約適用配当に係る所得の課税について、ほかの所得と区分して課税する特例を定めたもので、本則の改正により所得割の額を定める場合の条文の整理。

第 2 項第 2 号は利子、第 5 項第 2 号は配当の条項、第 6 項も条文の整理となっております。

61ページ、62ページをお願いします。

第 20 条の 5（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）、これは前条同様に、租税条約実施特例法第 5 条に定める「租税条約の規定により、当該租税条約の相手国の社会保障制度に対して支払われるもの（我が国の社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従って取り扱うこととされるものに限る。）」を社会保険料をみなすもので、第 2 項の改正は、本則 36 条の 2 第 4 項の改正に伴う読みかえ規定。

第 2 条（旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）は、本条の改正は 5 条の改正、公益法人改革に伴う「民法第 34 条

の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改めたもの。

第1項は、平成2年度から5年間の移行機関における固定資産税の特例を受けようとする場合は、56条において規定されている申告を必要とするものの範囲を規定し、2項は、固定資産税の非課税の適用を受ける場合は本項を準用し、第56条中「公益社団法人・公益財団法人」を「法附則第4条第1項に規定する移行一般社団法人」に読みかえるもの。

2条の改正は、法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の改正に伴い、都市計画税に係る課税標準の特例規定の改正で、条文の整理を行うもの。

以上で第1条関係の説明を終了させていただきます。

63から64ページをお願いします。

引き続き第2条関係で、第1条における法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の改正に伴う都市計画税の課税標準の特例規定の改正で、27条中「第58項」とあるを「第59項」に改めるもの。

第3条関係も、2条と同様な理由で、27条中の「若しくは第53項」を「、第53項」に、「第59項まで」の次に「若しくは第61項」を加え、条文の整理を行っております。

以上で2条、3条の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿に戻っていただきまして、17ページをお開きください。

附則でございまして、（施行期日）で、第1条として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するもので、17ページの第2条は個人の市民税に係る経過措置、22ページの第3条は法人の市民税に関する経過措置、23ページの第4条は固定資産税に関する経過措置、最後の第5条は都市計画税に関する経過措置でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、専第3号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 報第2号の当局の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時 5分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

報第2号の当局の説明は終わっております。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） 何点が質問いたします。

まず、公益法人の課税でございますが、この公益法人法の制度が変わって、財団法人等の問題が変わってきたわけでございますが、下田市の振興公社の場合はどのようになるのか、その辺のところをまずお聞かせ願います。

もう一つは、年金所得者の特別徴収でございますが、この問題は、いろいろ新聞紙上で後期高齢者、介護が差し引かれて、年金受給者の所得の格差と申しますか、そういうものが非常に多くなって、新たに今度の特別徴収というのが出てくるわけですが、下田市のこの所得の申告の実態を見ますと、200万円以下の所得が70%、そのうち100万円以下が30%と、生活保護世帯がどんどん多くなっていく状態の中で、さらに油の高騰、諸物価の高騰、そういったもので年金生活がますます逼迫していくと。こういった中で、この制度がされると、相当税の徴収という面から、根幹にかかわる問題ではないのかなと。こういう問題が素朴な疑問でございますが、これについて、税の徴収の相当な大きな障害になってくるのではないのかなと思いますけれども、その点どういうふうに考えているのか、まずお聞きします。

その点、もう一点、この年金所得者の対象者は、今、下田で大体おおよそ何人ぐらいになりますか。その辺、わかりましたら、お願いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） 振興公社については、今、公益法人の格好をとっていると思えますけれども、これについては、5年間というあれがありますので、公社のほうで5年間、どのような格好にしていくかというのを考えていただくような格好になると思えますけれども、私のほうとしては、公社の関係については、私のほうからは申し上げることができません。

それから、年金からの天引きということで、皆さん危惧していることと思います。私もこの間まで国民健康保険とか介護保険やっけていて、年金からの天引きという形で、きついなというふうに思いますが、今回の年金については、あくまでも年金所得から引くということでございますので、所得は給与所得とか年金所得とか、ほかに事業所得とか不動産所得とかという10種類の所得がございますけれども、これは年金の所得からだけの税を引くということでございまして、議員さんが心配している方の分ですが、今、公的年金を受給して

いる者は、うちのほうで去年、19で把握している分が7,111ございます。年金から申告している方がですね。そのうちの議員さん心配している200万円という話なんです。均等割で見ますと、4,436の人が非課税というか、税金がかかっていないんです。要するに、約63%ぐらいが税金がかからない方なものですから、年金から徴収する必要がない方です。

そのほかに、所得がありますと、そこから所得控除というものがありますので、それらを加味しましても、1,587の件数になりまして、今回、年金から徴収する方は、約20%ぐらいになるんじゃないかなというふうに思っております。

ご存じのとおり、国民年金の一番もらう方でも、1年間に79万2,100円、満額です。65歳以上の方については、年金控除が120万円というものがありますので、もう全然税金を払わなくていいよというような形になるかと思えます。

ですから、今言っているように、年金から徴収される方というのは、大体300万円ぐらいの方が多いわけでして、平均ならしめますと。そのくらいの方からいただくような格好になると思えます。

これについては、徴収上の障害があるんじゃないかというような心配をされておりますけれども、年金を二、三百万円もらっている方というのは、比較的ほかの所得もある。これはあくまでも年金所得とか、給与所得とか、不動産所得とか、ほかにもいろいろありますので、年金からだけを抽出してみましたけれども、そんなに障害になるようなことはないのではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 公益法人は、そうしますと、振興公社の場合は、5年間の移行期間があっても、対象になるということでもいいわけですね。わかりました。

もう一点は、特別徴収の問題であります。今、新聞やテレビ等で後期高齢者の年金からの差し引きと、こういうことで、非常に問題があって、後期高齢者の所得の徴収システムを少し、一部見直そうという動きもあるわけでございますが、この下田市の約20%の課税の対象者を含めて、市はどのような課税者に対してお知らせといいますか、PRをするのか、その辺のところを聞かせてください。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） 後期高齢者のときも、PR不足だとかというふうな形で全国的に言われておりますけれども、これも全国的に特別徴収やるような格好になります。ですから、

市町村においても、広報等を、回覧等々を満遍なく流して、わかっていただくしか方法はな
いかなというふうに思います。

先ほど言われたように、国民年金等の満額の人でも 79万円ぐらいですので、そういう人は
全然非課税ですので、低所得者に対する強制的なという話は、そんなに心配しなくてもよろ
しいのではなからうかというふうに思っています。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） この賦課徴収条例の一部改正についての専決であります。専決する
理由が、参議院での審議未了で、衆議院で再議決だと、こういう大変大きな問題を抱えてい
る決定の仕方です。

そういう大変な内容を含んでいる税制改正の条例、それに基づく条例改正を専決でやると
いうような措置をなぜとったのか。当然、これは議会に審議をきちりかけてすべきもので
はないか。どなたから税金をいただいて、どういう行政をするかというのは、行政の中心的
な課題であると。それをなぜ専決にしたのかというのが第 1 点であります。

逆に言えば、専決にせずに、議会にちゃんとかけるという措置をとったらどう なるのか。
提案説明では、徴収条例の 20 条の関係であると、こういう説明をされていましたが、 20 条の
関係がどう専決とつながり合うのか、まず 1 点、お尋ねを次にしたい。

同じ関連ではあります。この部分が 4 月 30 日に専決しないで、ちゃんと議会を通すとい
う形になれば、その実施時期が遅れるだけである。何ら差し支えがないと私は考えるわけ
ありますけれども、その点は、重ねてどういう見解なのかお尋ねをしたいと思います。

具体的に言えば、こだわりますが、このところ税制改正やこういう重大な問題が、当局の
執行権を盾にとって、どんどん決めていくと。議会の審議をきちり諮らない。この姿勢を
まず改めていただきたいと、問題にしたいと思うわけでありませう。

次に、寄附金税制と公益法人課税、条文ではなくて、この改正の重立ったところの説明で
お願いをしたいと思います。控除寄附金の拡充等ということの でありませうが、具体的な
適用対象は今後検討をすると、こういう形になっておりますが、税法において、具体的な適
用は今後検討というようなことは、やはり私は許されないのではないか。どういう検討をす
るんだということを明らかにすべきであると思っておりますが、どう いう理由で具体的な適用は今
後検討というようなあいまいな表現になっているのかということでありませう。

それから、税制の柱を寄附金という形で大きく収益を得てもいいよ、得ようというふうな

方向に潮流をつくろうと。ふるさと納税等もそういう方向であろうと思います。ある意味では、大変不安定な税制になるのではないかと思うわけですが、この寄附金及びふるさと納税等によってどういうことが想定をしているのか。されるのか。

具体的に言いますと、下田在住の方がどこかほかの町村に 100万円あるいは 1,000万円の寄附金をする、あるいはその逆の下田在住者じゃない方が寄附金をする、そういうようなケースで、具体的にそのことがどうなるのかというようなケース説明をお願いをしたい。

この条文だけでは、どういうことになるのか、そしてこの税額控除の計算方法で計算すると、例えば 1,000万円の寄附金をした場合に、税額控除が幾らになるのか。総所得の 30%限度だと書いてありますけれども、そういう具体例をぜひ説明をいただきたい。この条文だけでは、なかなか私も議員の皆さんも理解が進まないのではないかと思うわけがあります。

それから、次の株式の売買あるいはそれに伴う配当所得の特例を 20%のものを 10%にするよということではありますが、これも具体的に下田市の財政にとってどういうことになるのか。この税制改正がどういう税額の増額あるいは変更、減少につながっていくのかという点について、どういう見込みを立てているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、説明書の 4 の年金からの徴収ということが大変私は問題になるのではなかろうかと思うわけです。これも具体的に、夫が年金 250万円、例えば年金を受けていると、夫婦 2人で、妻は 200万円の年金を受けていると、夫は 250万円の年金を受けていると、こういうようなケースの場合に、具体的にどうなるのか。所得税が幾らで、住民税が幾らで、介護等々その他のものがどうなるのかというような提示をいただきませんと、この税法改正の内容が理解ができにくいと思うわけですが、私の提案した額でなくても結構ですが、一定の基準例を計算されていると思いますが、そういうものをご提示をいただきたい。

なお、そういうことで考えますと、先ほどの答弁の中で、63%の方は 120万円以下で、年金からの徴収はありませんよと。そういうことであれば、既に口座振替等々の努力も皆さんされてきているわけで、この年金から徴収するというような制度は下田市でとる必要はないのではないかと、こう思うわけですが、そこら辺の見解はどうなのか。

やはり市民にとって痛みを伴うようなことは、国が決めたことであっても、当然この議会に出されるということは、この議会でチェックして、そういうことはやらなくていいといことになるわけですから、そのようなチェックがどうされたのか。国が決めてきたので、それをそのまま専決で行うんだ、こういう姿勢が当局にあるとしたら、だれのための行政か。下田市民の有利にするという、税金も納めやすく、暮らしやすいまちづくりをしていくという、

こういう観点がこの税法の今度の徴収条例の改正にどう生かされているか、ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） まず1つは、エンジェル税制の関係がどういうふうに専決に影響するかという話です。

エンジェル税制というのはどういうのかといいますと、ベンチャー企業に投資した、要するに上場株式じゃなくて、エンジェル税制というのは、まだベンチャーというんですか、新しいものを開発するような会社に資本を投下して、そういう企業を育てようというものだもんですから、それを今までは優遇税制をかけていたわけですね。今回、そういうのが大体世の中も安定してきたものですから、会社のほうの優遇税制をなくそうというのが今回の20条の関係です。

もしこれが20年4月1日からになりますと、それが2分の1が4月1日から要するに配当というんですか、譲渡した分のお金が下がるわけですね。金額が要するに。公布の日まで施行するという格好になっていますので、要するに1カ月間だけですけれども、2分の1の部分が不利益をこうむるよということで、そういうことで、早くやってほしいという国とか県からの通知がありました。

もう一つは、専決の理由としまして、これだけの膨大な条例改正ですと、いろいろな地方税法とか国のほうの法律等の条項のずれがたくさん出てきますもんですから、その辺の調整もしなければならぬということで、その2つの分を専決の材料といいますか、特に申し上げた部分でございます。

今回のエンジェル税制については、今まで所得、要するに稼いだ、譲渡した分の金額の2分の1は所得を安くできますよ。要するに100万円もらえたら、50万円の所得だけであなただけでいいですよという、普通ですと、100万円もうけますと、100万円所得税としてとらえなければならぬんだけど、あなたの場合は50万円でもいいですよという優遇税制がエンジェル税制であったわけです、前に。要するに、ベンチャー企業に投資するのは、それだけ危険だからという部分がありまして、そういうものが今回はなくなるよということです。

100万円、要するに株を売ったときに、100万円利益が出たら、100万円私はもうかりましたという形で税に申告しなければならぬものが、その2分の1だけで、50万円であなただけでいいですよ。エンジェル税制に投資した場合はいいですよという部分が、今回、それがな

くなったという部分でございます。

もう一つは、寄附金控除の具体的な方法ですが、寄附金税制は、例えば沢登議員が夕張へと私は寄附金をしたいよと。大変困っているんだ、苦しいからという形で寄附金をしますね。10万円でもいいですけども、したとします。そうすると、夕張市は10万円もらいましたという領収書を沢登議員に渡します。沢登議員は、それを持っていて、翌年の申告の時期に税務署へ持っていけば、そこから5,000円を引いた分の9万5,000円の分の税額控除ができるというものです。税務署は、自分の受けたものを市町村に連絡してくれて、市町村は市町村で税額控除をするという、そういう仕組みが、この寄附金、今言っている税額控除の方法でございます。

それから、もう一つ、今の話はふるさと納税の話ですけども、そのほかにもっと日本国は寄附金制度が未発達で、アメリカみたいにほかに公益の法人にもっと寄附をするような体制を整えたらどうかというような話がありまして、例えば公益を代表するような法人に寄附をしたらどうかと。これについては、各市町村の条例で定めなければだめだよという話がありまして、すぐ公布をしたんですけども、今すぐにはできないよと。県のほうについても、県も配分がありますので、県と市町村とで話し合いをしながら、例えば下田市にはどんな法人があるかとかという部分で、どういう法人を寄附の対象にできるかというのを、この9月頃にアンケート等をとって詰めていきたいと思いますという話がございます。ですので、まだ何にも決まってないものを条例にのせているわけにいかなかったものですから、それは置いておいて、次の、多分今年度中になると思いますけれども、また追加で、決まった段階でこれを上程させていただくような格好になるのではないかなというふうに思います。

ちなみに、のせるようなものというのは、国立大学法人何々大学とか、独立行政法人何々とか、それから地方独立行政法人何々とか、何々に対する寄附金とか、公益社団法人とか、学校法人とか、社会福祉法人とか、厚生保護法人とか、公益信託とか、認定特定非営利活動法人とかという、こういうようなものが該当するのではないかという形になっています。

ですから、今回はないというのは何だという話ですけども、これについては、まだ詰めが必要ですし、皆さんともいろいろ協議しないとまずいなということで、9月から12月頃には県のほうと相談しながらやっていきたいなというふうに思っています。

そして、ふるさと納税ですけども、これは地方と都市との税収の偏在がうんとありますということから、東京都だけがやたらに金持ちで、よその市町村は貧乏だというようなことから、偏在を解消する一つの方法として、ふるさと納税というものが生まれてきて、それを、

一つは寄附金税制という格好で生じたものじゃないかというようなことでございます。

それから、株式の話ですが、10から20という基本の流れが今ありますけれども、20とした場合には、どのくらいの市町村に影響があるかというような沢登議員の質問でございますが、要するに、今で言っている配当が100万円とか、株の譲渡で500万円というのは、ほんの一例というか、ほとんど、よっぽどの大金持ちでなければいけないんじゃないかなという形で思っています。余りこの2年間の間に、もしこれが10%が2年度からは20%になりますけれども、もしこの法律が通りますと、非常に大きな影響が出ると思えますけれども、今のところは影響はそんなにはないんじゃないかというふうに思っています。

それから、年金からの特別徴収、提示してほしいということでございますけれども、これは後でコピーをして、提示って、もう具体的に言葉でしかできないものですから、それでよろしいかどうか。

あと、専決の話で、国からとか県からとか言われたから、すぐ専決をしろというような話ですけれども、それはいかななものかというような話ですけれども、国民健康保険とか介護保険と違って、国民健康保険は大体その地域の人たちの要するに医療をどうするかという話なものですから、税率等がいろいろありますけれども、税法というのは、もう本当の基礎をなす部分ですから、国とか県の流れに沿ってやらないと、やたらに、もちろんこういう議会で議決してもらうんですけれども、余りいじくるようなものではないよというようなものは、地方税法の総則の2条のところに書いてあります。

例えば、議会なんかで審議していただくようなものというのは、例えば、標準税率をもっと上げるとか、それから新しく目的税をつくるとか、それから例えば督促手数料を取らないとか、そういうようなものについてであって、やたらにいくじることはいけないんじゃないかというようなことが地方税法の総則の第2条に書いてあります。ですから、うちのほうとしては、言われたままというのはおかしいんですけれども、大体それに沿って税のものをこういう形で専決でさせていただいています。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 大変問題のある私は答弁だと思うわけです。

税制というのは、行政の歳入を決める重大な内容を含んでいるわけでありまして。それを、専決、当局の執行権のみでいいんだと、どんどん変えていっていいんだと、そういう理解というのは、ぜひ改めていただきたい。

何のための議会か。税制をきっちり審議し、この税の仕組みがどういうぐあいになっているかということを議員が理解し、市民にもその内容が伝えられるようになる、そのための審議のわけでしょう。そして、まずい点はきっちりチェックをしていく。それを、専決というのは、そういう仕組みができない仕組みになってしまっているでしょう。

字句の改正等々、何ら内容を伴わない改正であれば、そういうことも許されると思います。しかし、これは寄附金制度についてどう考えるか、年金からの徴収をどうするのか、固定資産税の減免をどうするのかという市民生活に直結し、また市の財政に大きく直結する内容だと思います。それを、県や国から言われたから専決でいいんだ、この姿勢というのは、大変問題だと。

しかも、国会における改正も、参議院をきっちり通ったわけじゃない。こういう内容ですので、再度お尋ねをしたい。具体的な適用対象は、大学だとか公益法人だとか等々、その対象を明らかにしていくんだよと、こういう答弁でありますので、そういうものがきっちりした時点で、専決ではなく、議会にきっちり出してくると、条例改正案を出してくるということが、ではなぜできなかったのか。

それから、ベンチャー企業の税の軽減ですか、これが2分の1になる。恐らく下田市内の方がベンチャー企業と言われる企業に投資をする、あるいは株を買うということが具体的な例ではないかと思うんですが、そういうことなのか。

そうしますと、ベンチャー企業に投資している下田市民はどのぐらいいるのか、いないのか。私は、この適用者は、エンジェルプランの税制にかかわる適用者は、市内にいないんじゃないかというぐあいな想定もするわけですけども、事実は持っていませんから、聞くしかありませんが、そういういない架空の人のために、議会も通さずに専決をするというようなことは、これは大変問題ではないかというぐあいに思いますが、ベンチャー企業への適用者が何人いて、どういうぐあいになっているのか、次にお尋ねしたい。

それから、寄附金のところではありますが、100万円の寄附を夕張にしたと。95万円が所得税のほうの控除になりますよと。税額控除だと。そうしますと、それに伴います住民税のほうはどうなるのかという点と、さらに、ここにとの計算式が出ていますね。のほうは、地方公共団体に対する寄附金マイナス5,000円、括弧閉じることの90%。マイナスゼロから40というぐあいに書いてありますが、ゼロから40の40を適用しますと、これが50%ということになるんだと思うんですが、ゼロから40の条件というんでしょうか、それがどういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

それで、そういう意味では、繰り返しになると思いますが、年金からの徴収する人というのは、それなりのお金を持っている人で、何ら困らない人だと、そういう理解をしているということのようではありますが、恐らく口座振替もそういう人ならしているのではないかとと思うわけです。これをやるメリットというのはほとんどないということになれば、この年金から徴収するというようないろいろ問題のある制度は、国が決めたからといって、市民の立場に立って下田市ではやらないと、こういう姿勢をとるべきではないかと思いますが、そういう姿勢をなぜとらないのかということのご回答はいただかなかった。国と同じようにやらなければまずいだという返事しか返ってきていませんので、なぜ市民の立場に立てないのかということを再度お尋ねをしたいと思います。

それから、住宅に関する特例が新たに長期耐用住宅等が出てきておるわけではありますが、この適用を受けるような状況が下田で想定できるのか。具体的にこの適用というのは、あるいは省エネの改修という条例が出てきていますけれども、どういう宣伝というんでしょうか。恐らくこの改正をしても、こういう部分のところは市民もよくわからないということに終わりはしないかと思うんですけれども、業者、業界団体がどのような認識や動きをしているのか、そういう点での把握や情報があれば、ご提供いただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） 1番目のベンチャーに投資している人が何人いるかという話なんですけど、私のほうも余りはっきりつかんでいません。ですが、公布の日から施行することになりますと、もしそれをやってないとなりますと、もしいた場合に、私は2分の1損したよという話になりますので、そういう話です。

まず、専決、先ほど地方税法の総則というふうな形で言いましたけれども、ちょっと読まさせてもらっていいでしょうかね。

「国と地方団体の事務配分及び国民の租税負担の見地から、国税と地方税とを総合的に考慮して、国と地方との間の適正な税源の配分を図って租税体系を組み立てる必要があり、また各地方団体の住民の租税負担の均衡を図り、あわせて地方団体間における地方税の課税権の調整をする必要もある。そこで、地方団体の課税権については、法律で一定の枠を設け、その制限内で課税することができるようにしているものである」ということと、「地方税の課税については、具体的には地方団体が本条の規定に基づき、第3条の規定による条例を制定し、これに基づいて行うこととなる。ただ、地方税法では、前述のように、国民の租税負

担の全国的均衡化と合理化の立場から、一部の目的税の課税とか法定外普通税の新設の変更とか、地方税法が一定税率を定めている税目以外の税目についての税率の決定とか、督促手数料の徴収等は地方団体の選択にゆだねることとし、そのほかのものについては、地方団体に任意の規定を設けることを許さないこととしています」ということで、ある程度の枠があるよというふうな形のもので、何でもかんでも言うては失礼ですけども、勝手にやっちはいけないよというようなことがこのところに書いてあります。

それから、2番目の質問で、ゼロから40%の寄附金のところですけども、ゼロから40%というのは何だよという話ですけども、これは所得税率の税率です。所得税の。ですから、そこを除いた分を地方税法でいただくよというような話です。

それから、年金には口座振替なんかもやっているから、特徴をやらなくてもいいんじゃないかという話ですけども、これはあくまでも給与所得は給与の特別徴収をもらいます。その人が年金をもらっていたとしますと、年金も徴収をしますという格好で、あらゆる徴収の方法がとれて、便益を図るということでございますので、そんなあれはないかと思います。

それから、下田市で新築住宅とか耐用年数の長い200年住宅とか、それから省エネ住宅、これについては皆さん知らないんじゃないかと。宣伝をしなさいというような話でございませうけれども、もちろんうちのほうからでも、これも業者を集めてとかというふうな話は、業者内で話が出てくると思いますので、その辺については、広報でPRをする程度しかできないかなと。業者は業者なりの情報が入ってきているのではないかなというふうに思います。

省エネ住宅は、これからはもう大事だということで、こういうふうな法律ができましたもんですから、これについては、業者さんのほうからは業者さんの情報が入ってきているのではないかというふうに思います。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 最後に、こういう重大な内容を含んだ税制改正を専決でやられたという点について、市長ないし副市長のほうから見解を確認をいただきたい。どういう見解なのか、再度いただきたいと思います。

ぜひともこういうことのないように、今後してもらいたいということを含めて、お願いをしたい。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） これにつきましては、専決の手法よしあしについても、過去に議会で議論をされたことがございます。そのために、専決については慎重に取り扱っておりますし

て、政策会議の中でも、今言われたような問題提起もございまして、議論をいたしました。

しかし、先ほど来担当課長が報告しているように、これを専決しないと、不公平といいますが、そういう部分が出てくるというようなことで、しっかり説明をしようということで、今回専決をさせていただきます。

もちろん軽々に専決をするということは考えておりませんが、今回の議論を踏まえて、また今後、慎重にやりたいと思っております。

以上。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） お聞きします。ふるさと納税についてなん ですけども、ふるさと納税、これ、意義についていろいろ言われていますけれども、1 つには、自分の意思で納税するというふうなことがこれから始まるのではないかみたいな、要するにどこに納付するかの決定権、全部じゃありませんけれども、そういうふうなこともこのふるさと納税から始まるんじゃないのかというふうな、始まるというか、そういうふうな可能性を持っているんじゃないかというふうな、もっともこれ、納税といいますが、寄附金でありますから、税そのものではありませんが、そういうふうな形の新しい税制のあり方なのかなというふうな ことが1 点言われています。

もう一つは、2 点目は、ふるさとそのものに対する市民、国民の認識、関心、それがこれによってもっと高まっていくのではないかというふうなことも言われています。

また、3 点目としては、そういう意味で、ふるさとそのものの自治意識ですか、それぞれの自治体が、より自分の行政、自分の団体について考え、また行政の内容も高めていくというふうな契機になるのではないかというふうに言われています。

それらのことを踏まえて言いますと、まずふるさとの大切さというのを、ふるさとに住む人、あるいはまたふるさと出身者にもさらにもっと強く持っていただくために、ふるさととは、まずそうするための一つの大きな方法としては、やっぱり教育というものがあると思います。子供の頃から自分のまち、自分の村、自分の出身地や住んでいるところに対する知識、そしてまた何よりも誇りを持っていくというふうな教育が必要であるというふうに思います。

ですから、ふるさと納税に関連して、これからこのふるさと納税をもっと広くやっていくためには、どうしても教育というふうなことが必要ですので、そこら辺についての教育委員会、教育長のほうの見解をまず1 点お聞かせいただきたいと思います。

それから、またふるさとという意識が、定義が、今回の中では、自分の住んでいるところ、出身地だけではなくして、これから自分が住みたいところとか、ああ、あのまちはうまくやっているなとかいうふうなことで、いろいろな選択肢がいっぱいあるわけですし、ということは、どこに納税しようかというところ、単に自分の出身地だけじゃなくして、ああ、あそこはもっと住みよさそうだとか、あそこのまちはもっと可能性があるから、もっと発展してもらいたいとかいうふうなところで、そこに寄附するということがどんどん増えていく可能性があります。というふうな形で、とういうことは、各自治体がふるさと納税、寄附金を得るためにより頑張っていて、うちのまちはこんなふうなまちだよ、こんないいところがあるよというふうなPRをやって、それでできるだけ多くの人に自分のまちに寄附してもらおうというふうなことも必要となってきます。

そのためには、情報発信と、何よりもこのまちはこういうふうに生きていくんだ、こういうふうにしてやっていくんだというふうなビジョンというか、そういうふうなのをもっとみんなに、日本全国にもっとアピールしていく必要があります。そのためにはどうするのか、広報の仕方、ホームページ等々あります。あるいは、かつては出身者に対しては、「リメンバー下田」というふうなことがあったりして、出身者に対する、下田市以外に住んでいる人たちに対する情報提供だとかというふうなこともあります。これらも踏まえて、これからもっとどんどん自治体の、下田市のPRというのがもっと必要になってくる、重要になってくるというふうに思います。そこら辺をこれからどういうふうにしてやっていくのかというふうなことについてのお考えをお聞きします。

そしてまた、いただいた寄附金をどういうふうに使っていくのか。一般会計に入れてしまうのか、それとも、こういうふうな目的のためにその寄附金は使いますよというふうなこと、そういうふうなことも明らかにしていく必要があるではないのかというふうな考え方もあります。そこら辺、もし寄附金をいただいたときに、それはどのような形で使っていくのか、そこら辺についてのお考えをお聞きします。

とりあえず、それだけお聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） ふるさと納税という観点からの問題もそうですけれども、やはり私たち、4月に「下田市の学校教育の指針」というものを出させていただきました。その一番の目当てが、「自分の学校、自分のふるさと、自分のまちに誇りの持てる子供の育成」という、いわゆる大きな前提、ねらいを示させていただきました。あるいは、自分のふるさとに誇

りが持たなくて、自分の学校に誇りが持たなくて、どんなに勉強してもいけないじゃないかということで、そういう基本的な方針のもとに、内容そのものについては、いろいろ各学校がやってくれると思いますけれども、やっぱり下田は歴史のまちであり、いわゆる物質的なものよりも精神的な豊さの中でのこのまちの誇りを子供たちに植えつけていこうという形で、内容も考えられていると思います。

それから、もう一つは、下田市に勤めている先生方に、やっぱり自分の勤めている下田というものについて知ってもらおうという形で、ふるさとの勉強会などを夏休み中心にやりながら、やはりまず先生方も自分の勤めている学校にどういうまちであるか、どういう誇りを持つ子供を育てていきたいかというような形で教育活動をお願いしています。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） 寄附金について、うちのほうはあくまで税金ですので、寄附をした後に、その人の税額控除をするだけの話だもんですから、寄附金をどのようにして使ったりとか、そういうものについては、どっちかという企画とか財政のほうの話、総務課もあれかな、というような格好になってくるのではないかなというふうに思います。

この辺については、政策会議で一回、こういう新しいものができたということで、一回協議して、できたてのほやほやですから、認識していただいて、各県、日本国のどっちかという九州とかあちらのほうが一生涯懸命やっております。それについても、下田市としても取り組んでいかなければいけないかなというふうな形で、今後検討をしていくという話で、庁舎会議の中では終わっております。

この条例が成立しましたら、また皆さんと協議して、運営、やり方を話を、もちろんホームページとかそういうものに載せてやっていかなければならない部分と思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） このふるさと納税につきましては、多分、これからいろいろな行政体でいろいろな考え方が出てくると思います。先ほど副市長が政策会議の中で練ったというお話をしましたが、先般の政策会議の中では、この件につきましては、政策委員として協議をさせていただきました。

ただ、下田市として、今、どういうふうなやり方をしていっていいのかということにつきましては、当然まだできたばかりの法律でございますので、これに対して下田市がどのよ

うな方法論でこのふるさと納税をPRしていこうかということをもたまたま次回の政策会議等で話し合う場所というものをつくりたいということで、一旦閉めさせていただいたわけですが、当然入ってくる部分と出る部分もあるわけですね。下田に住んでいる方がよそへふるさと納税でやるよという、当然入る部分と出る部分とがあるよなというような議論とか、いろいろな形でやらさせていただきまして、ですから、今、鈴木議員がおっしゃるように、思いを持って、この下田のほうにふるさと納税としていただけるようなことは、ある程度やはり当然下田市出身で、多分所得がたくさんあって、そういう思いを持っていらっしゃる方、こういうのをピックアップもしていかなければならない、そういうデータもつくらなければならぬ。その段階では、もうトップセールスだなと。要するに、市長が出ていって、そういうお願いをして、周知をしていくと、こういうことが必要だという議論まで出てきておりますので、いい方法論を今後つくって、対応していきたい、こんなふうに考えています。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 教育の問題に関しましては、ふるさとについての教育、誇りを持てる教育、十分やっていただきたいと思うんですが、この間の黒船まつりではありませんけれども、日本国歌が子供たちが演奏できない、しないというふうなところ等々を踏まえてみても、また、あるいはゆとり教育の批判から、総合学習の時間が少なくなったりとか等々のことで、本当に子供たちに十分必要なそういう教育がなされているのかというふうなところに若干疑問があります。そういうふうなことがないように、ぜひとも本当に子供たちが自分のまちに誇りが持てるような教育をより具体的に展開していただきたいなというふうに思っております。

それと、あと質問したのは、もう一点質問したのは、要するに寄附金としていただいたお金は、一般会計に入るんですか、それとも特別な基金みたいなところに入るんですか、どういうふうな形で使っていくんですかというふうなことで、また、それが新たな寄附金をより集めるための一つの大きな、例えば皆さんからいただいたお金はこういうふうに使いますよというふうなことをPRすることが、より新たな寄附金の呼び込むというふうな形にいくんじゃないかというふうな、そういうふうな意見もあります。そういうふうなところから、いただいた寄附金は、ではどういうふうな形で市の財政の中で位置づけられ、使われていくのかというふうなことについてのお考えをお聞きしているわけです。

もう一点、自治体のPRということなんですけれども、今日の日本経済新聞にも、ちょうど「ふるさと増税、PR合戦先行」というふうな記事が出ております。それぞれの自治体が、

要するに寄附金をいただいたら、これだけのことをやりますよとかいうふうな形で、例えば読んでみますと、長野県飯山市は、温泉入浴券などを寄附した人に送っていると。10万円以上は、2014年開業予定の北陸新幹線の駅の施設内に名前を刻めると。奈良県は、5万円までの寄附未満は大和茶だとか黒ゴマなど、5万円以上は大和牛、三輪そうめんなどを送っているととかいうふうなことがあります。こういうふうな寄附をいただいたら、それに見返りじゃないんですけども、お礼をしますなんていうふうなことをしながら、各自治体がより具体的にもう寄附金集めに走っているというふうなことがあります。

これ、余りこれをやっていったら問題がありますよというふうな記事の内容がありますけれども、具体的に、もうそれぞれのまちがどうやって自分のまちに寄附金を集めようかというふうなことを考えながら、動いています。そういうふうな観点から、下田市ではどうするのかというふうなことをお聞きしているわけです。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、ふるさとの納税といいますが、やはり寄附金の関係の考え方ということでございますが、まず寄附金という概念からすれば、議員もご案内のとおり、現在規定されている寄附金の規定というものは、やはり一般寄附と、それから指定寄附等々の概念に分かれております。今回のふるさと納税の、いわゆる実質的に寄附金と呼ばれるものについては、これは考え方は当然一般の寄附というふうに考えるべきだと思います。それを何かの目的に沿って指定するような形であるとなると、それはまた寄附者の意向は当然反映するべきだと思いますが、いわゆる財源として受ける場合には、一般の寄附という性格のものに近いものだというふうに考えております。

それから、今後のPR等々の活動の方針についての考え方でございますが、先ほど来答弁をさせていただいているところでございますけれども、今後、下田市として、政策会議等々の中で、今後具体的にどういうふうに対応していくかの検討をしていきたいというふうに考えているところであります。

ただ、一方では、どこの課でやるかというのは、またそれを含めてその中で検討されることだと思いますが、今、議員がおっしゃられた、いわゆる他の自治体で特典といいますが、何か寄附をしていただいたら何か特典をあげるというようなお話も含めて、いわゆるPRの方法という概念の中で検討せざるを得ないと。

ただ、そういう特典というものは、ある一定のいわゆる公共施設等々があるところは、そういう形での対応も非常に可能であろうという部分もあるかと思うんですね。その施設をつ

くるのに、こういう無料券を発行するとか、今のようなお話が対応としては可能であろうかと思うんですね。だから、それらも含めて、下田市では下田市の限られた範囲内で対応を検討しなければなりませんので、県レベルでいえば、それだけ大きな具体例が出てくるわけですが、今おっしゃったのは、多分県レベルの話もされたと思いますけれども、そういった意味では、各市町村レベルでの対応がどこまで可能であるかというものは、そういう一連の検討の中で対応を検討していきたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） いや、別に県単位でなくして、ここに出ているのでは、山口県萩市は1万円以上で夏みかん、萩焼、メロン2玉などというふうに書いてあります。あるいは、兵庫県加西市、3万円以上で地元特産の米、ブドウ、トマト、日本酒などと書いてあります。これは何も県単位ではなくて、市単位でもそういうふうな動きがありますということです。

これがいいと言っているわけではないですけれども、よりふるさと納税、寄附金をいただくというふうなことに對して、よりもっと積極的に対応していったほうがいいのではないのかということ言っているわけです。そういうふうなことです。

以上。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありますか。

3番。

3番（伊藤英雄君） この税条例を専決にするかしないかは、もう何度も何度も私は言っているんだけど、そのたびに相手にされてないということなんだけれども、課長にぜひ認識を改めていただきたいものがあるんですね。

例えば、今年度の4月1日からさかのぼるやつはやむを得ないです、それは専決でね。しかし、地方税は地方議会で決められるところがほとんどないなんて、そんなばかな答弁をされては困る。それなら、もう一切税条例は議会上げないで、全部専決にしなさいよ、あなた。何のために議会で議決なんか要るんですか。全部専決でやりなさいよ、その理屈なら。そうじゃないでしょう。

議会で条例をしているのが、4月1日にさかのぼるとか、間に合わないから、専決にするんですよ。税条例一般を専決にしていいなんていう話はないはずですよ。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

3番（伊藤英雄君） だから、ここで仕分けをしっかりとくださいというのを私、言っているんですよ。だから、寄附税制、今回、ふるさと寄附、寄附なんていうのは、来年の3月

31日までに寄附した者に対する申告ですよ。6月の定例議会でやって、何の不都合があるんですか。

だから、エンジェル税制の半分のやつはわかりますよ。さかのぼるやつは専決で結構でしょう。やむを得ない。しかし、そうでないやつがたくさんあるじゃないですか、今回の税制の中でいえば。住宅税制にかかわるやつなんて、6月定例議会だって十分間に合うでしょう。不都合ないでしょう。不都合ありますか。

だから、その辺の仕分けをきっちりやって、議会にかけるものはかける、専決でやらなければならないものは専決でやる。それこそ課長の言葉じゃないけれども、猫もしゃくしも一遍に出てきたから、一遍に専決だなんて乱暴な議論をしてはいけませんよ。

これらのことを議会にかけるのは、議会の議決も必要だけれども、同時に住民に対する説明、それから、これにかかわる、それこそ、今、鈴木議員がいろいろ質問されておったんですが、この寄附税制にかかわって、市としてはどのような対策を立てるんだと。どのようなPRをしていかなければいかんのかと。それに、つまり税制の改正に伴い、さまざまな政策も出てくる。そういうことも含めて、議会ですっかり審議が必要だということなんです。その点の認識をお伺いしたいと思います。

それから、課長の答弁の中で、年金がわずかだから、年金から引かれる人は云々というような発言があったかと思うんですけども、市民税は、年金の市民税が幾ら、給与所得の市民税が幾ら、不動産所得の市民税が幾らというふうにはなっていないと思うんだよね。すべてを、要するに給与所得も、年金所得も、不動産所得あるいは配当所得もひくくめた所得の中で市民税が幾らという計算になっているはずなんですよね。その中で決まったものを、給与所得のある人は給与所得から、要は給与所得以外の所得も含めた所得にかかわる市民税を引いているわけですよ。したがって、年金が30万円しか、年間年金30万円であっても、課長は79万円と言ったけれども、50万円にしましょうかね。年金が年間50万円しかない人でも、市民税がかかっていれば、それは市民税から引かれるはずなんですよね。ごめんなさい。年金から市民税がね。

だから、例えば例を出すとしたら、例えば後期高齢者ですと、年額18万円以上の年金の人からは控除されるわけですよ。同じように市民税がかかる人は、年金からの控除額といたって、年金そのものに対する市民税は変わらなくても、ほかに所得があれば、年金が年額50万円でも30万円でもかかるはずですよ。だから、まず年金額が幾ら以上ある人については市民税が特別徴収されるか、その認識が間違っているんじゃないかという気がするんですが、

お尋ねするのは、年金額が幾ら以上であれば、市民税は特別徴収されるかをお尋ねします。
議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） すみません。年金額が幾らあればということですが、税金には均等割と所得割というのがありまして、均等割が一番低いほうの方がかかるんですが、年金で 148万円以下ですとかからないということで、年金からは控除されない。市税については……

〔発言する者あり〕

税務課長（河井文博君） 年金所得で。合算してしまうと、非常にわかりにくくなる質問から、話が。年金を 148万円以下もらっている方というのは、課税されないような格好になっています。要するに、120万円が年金所得控除がありますもんですから。

今言ったように、合算して、私は例えば 50万円年金があるから、そこから税金を年金から引いてくださいということであれば、年金から引くことができますよとさっき説明させてもらっていますけれども、それ以外のことでしたら普通徴収という格好になりますので、50万円年金というものであれば、それは対象とならないものです。

ただ、先ほど言ったように、後期高齢者とか、そちらは税のほうじゃなくて年金から取るよ、徴収してもらおうよという話ですから、これを税のほうとはまた別となりますけれども、そういう格好になっています。

以上です。

〔発言する者あり〕

税務課長（河井文博君） 専決ですか。専決は非常に難しい面があって、先ほど言いましたように、一番の問題は、条項のずれというですか、1つ直すと、あっちこっちに非常に影響します。ここの辺のあれが非常に困難な部分がありまして、これ、下田市ばかりじゃないですけれども、そういう何で議会へかけるんだということは非常によくわかるんですが、これ、市町村どこも専決でもちろんやっているはずですよ。

ですから、伊藤さんが言われることはよくわかるんですが、なかなか専決でやれよと、今回はエンジェル税制等があって、それに伴って条項のずれ等一緒に片づけてやらなければならない部分がありますけれども、これを一つずつひもとして、分けてやるというのは、非常に難しい面があるんじゃないかなと思います。

私のほうから、非常に後ろ向きな話かもしれませんが、これ、専決でないといけないということで、前からの伊藤さんの話もありましたけれども、一昨年の市民税の 10%のフラ

ット化の話から知っているわけですがけれども、そういうことで、非常に税制というのは難しいということをご認識していただいて、苦しい答弁ですがけれども。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） それはちょっと幾ら何でも通らないですよ。例えば、寄附金税制、ふるさと納税とエンジェル税制がいかにか絡んでいるかという話、ちょっと通らないと思いますよ。もし本当に絡んでいるなら、説明してくださいよ。

難しいのはわかる。だけれども、難しいから、全部一緒くたじゃ、それじゃプロじゃないですよ。プロの発言とは思えないですね。河井課長とはとても思えないですね。あなた、もっと優秀だから、ちゃんと仕分けはできますよ、難しくても。世の中には難しいこと、幾らでもやってきているじゃないですか。それはぜひやってくださいよ。できない話じゃないですよ。

税務課にも優秀な職員がたくさんいるじゃないですか。難しいから、全部上から流れてきたとおり、字句をそのまま書き写してきましたという話じゃないでしょう。そこでちゃんとしゃくをして、その上で、ああ、これなら議会に対してちゃんと答弁できますよと、こういう段階まで持ってきてやってきているはずなんですよ。

だから、もうはなからあきらめたみたいなのを言わないでくださいよ。もう優秀な課長さんと優秀な課員がおられるだから、やる気になれば、その仕分けは間違いなくできますよ。そこは改めてお願いをしておきます。

それから、ちょっと私の勘違いなのかもしれないで、確認させていただきたいんですが、年金の控除のところ、これ、どこのところでもいいけれども、例えば 4条、給与所得に係る個人市民税の特別徴収で、18ページ。この18ページのところの天引きの4条第2項、前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等にかかわる所得以外の所得がある場合、これ、要は年金以外の所得がある場合においては、当該給与所得及び公的年金等にかかわる所得以外の所得にかかわる所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得にかかわる云々というのがあるんだけど、年金に市民税がかからなければ、仮に不動産所得、給与所得は給与から源泉するからいいんだけど、配当所得とか不動産所得があっても、市民税がかかりますよと。そういう人は普通徴収ですよということでもいいんですか。特別徴収されるのは、年金所得だけを考えるよということですか。

市民税の計算というのは、僕の知っている範囲では、すべての所得を合算して、合算した

ところのものに対して市民税がかけられていると思うだよね。その辺はどうですか。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） 専決については、ちょっと言葉を控えさせてもらっていいですか。

今の税の話ですが、要するに今回の特別徴収というのは、現行法上は給与所得は特別徴収されています。それから、新たに今回、年金が始まりますと、社会保険庁から特別徴収が始まりますという話で、特別徴収できるものは、それぞれ給与は給与で引いていただいて、年金は年金で引いていただく。そのほかの所得、例えば今言った事業所得とか不動産所得があった場合で、ほかに特別徴収が、例えば普通徴収やらないで、私は年金から特別徴収をしてくださいという場合には、不動産所得の所得税から年金の特別徴収ができますということです。給与はできませんけれども、年金のほうからできるよという話です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 市民税を計算するでしょう。1年間の所得を合算して、市民税を計算するじゃないですか。その合算されている所得の中には、不動産所得だとか、配当所得、事業所得もひっくるめて市民税が出てくるじゃないですか。課税されるわけでしょう。その課税されたときに、年金をもらっている人は、年金からすべての所得を合算した市民税が引かれるんじゃないの。そういうことではないということでもいいの。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） 便益を図って、例えば今言っているように、給与所得は自分の給与しか引かないわけですよ。

〔「現実にはAとBがある。控除があるから」と呼ぶ者あり〕

税務課長（河井文博君） ありますけれども……

〔発言する者あり〕

税務課長（河井文博君） 給与所得から引かないわけですね。ほかに所得があっても、自分の給料からしか天引きしてくれないわけです、給与を払っている人は。

〔発言する者あり〕

税務課長（河井文博君） でも、ほかに、そのほかに、例えば給与所得もあれば、年金所得もあれば、不動産所得もあれば、事業所得もあるという、こういう人もいますわけですね。それが全部の税となって、あなたの市民税は幾らですよという格好になる。確かにそのとおりなんです、個々に給与所得は給与所得で取りますね。年金は年金で取りますよという格好になるんですが、併徴と言って、給与所得もあって、ほかに普通徴収もできるという、こう

いうトータルの部分の中で、特別徴収ができるのは、今言っているように2つしかないわけです。今回新たにできたものですから。年金と、今までは給与しかなかった。今回新たに年金ができた。

〔「口座だと言え、例えば住民税がかかってくるけれども、その住民税、市民税というのは、前年の総合所得に対して計算された市民税なんです。だから、給与でも、少ない給与の所得としては事業所得なり、不動産所得が多いと、住民税が多いですね。その多い住民税が給与から引かれているんですね」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 伊藤議員、答弁終わってから、再質問をお願いします。

税務課長（河井文博君） 伊藤さんが言われたように、トータルで市民税はかかりますけれども、所得というのは10種類ありまして、その中の特別徴収というのは、年金と給与所得しかない。それ以外の、今この条例で言っているのは、2つ以外のほかに所得がある場合は、あった場合で、年金所得から引きたいということがあれば、年金所得から引いてもいいですよという話です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 議論がいま一つかみ合わないけれども、そうすると、他の所得も含めた全部ある人が、50万円市民税がかかったと。そうすると、その人が年金が、先ほどで言うと148万円以下の年金の人は、住民税が仮に幾らあろうと、源泉徴収されないという理解でいいか。

そうすると、変な言い方だけれども、年金が140万円、そのほかの事業所得があって、配当所得があって、市民税が発生しましたと。その人は、年金からは控除されないということでもいいんですか。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） 年金所得が140万円あったとしますね。その人は、年金からは引けないわけですね。年金から特別徴収できないわけですね、税額が足りないから。そして、ほかに不動産所得があったという場合、不動産所得が30万円ありますよと。私の年金からこの不動産所得の30万円を引いてくださいよという申し出があれば、この年金から引かさせてもらいますよということもできますよという話です。年金は非課税ですが、私の年金から引いてもいいですよということであれば、それはいいという話です。

議長（増田 清君） いいですか。

では、最後の最後の質問、お願いします。

3番（伊藤英雄君） そうすると、逆に言うと、148万円以上の年金の人は、市民税を引きますという話だよね、理屈でいえば。148万円は引かれませんと。148万円以上は引きますよと。ところが、その引く市民税というのは、その148万円以上の年金だけで計算するんじゃないよね、当然ね。基礎控除があり、何があるの話だから、148万円以上の人から引く住民税の市民税の対象になる所得は、全部の所得を対象にした市民税の金額が引かれるということはいいいわけ。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） ですから、例えば150万円年金の所得があって、ほかに、これは140万円ですと、年金はゼロです。年金から特別徴収できません。ですけれども、ほかにあった場合は、特別徴収ができる場合は、ここから持ってきてもいいですよ。

〔「持ってきていいよというのは、持ってこなくてもいい」と呼ぶ者あり〕

税務課長（河井文博君） それは納税者が、私の分から引いてくださいということであれば、そこから引いても構わないということです。

〔「では、特別徴収で源泉されることはなということ。こちらから申請をしない限り、年金から引かれることはないという解釈」と呼ぶ者あり〕

税務課長（河井文博君） 非課税の人ということですか。あくまでも、18万円以上の年金の所得以下の人は引けないけれども……

〔「それ以上」と呼ぶ者あり〕

税務課長（河井文博君） それ以上の人は引けるという話で……

〔「年金から引ける人は無条件に引かれるのか、あるいは、こちらから申請をしない限りは引かれないのか」と呼ぶ者あり〕

税務課長（河井文博君） 当然年金から所得が出てくる人は、無条件で引きます。年金の所得がこの人が5,000円とか例えば1万円とか余分に税が出たとしますね。それは1万円引きますけれども、そのほかに年金とか給与所得以外の所得が何か、さっき言ったような不動産所得があった場合には、私のこの不動産所得について、年金から引いてくれと……

〔「市民税に色はつけられませんよ」と呼ぶ者あり〕

税務課長（河井文博君） という話が……

〔「市民税全部の所得を出して……」と呼ぶ者あり〕

税務課長（河井文博君） 市民税は1つですけれども、いろいろなものが合わさって税金がかかってくるわけです。ですけれども、そういう形のものできるという形です。要するに、特別徴収しますよ。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ここで1時25分まで休憩いたします。

午後 0時25分休憩

午後 1時25分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

報第2号の質疑は終わっております。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 報第2号、専第3号の下田市賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

この税制そのものが国会で十分審議をされて出されてきたものでないという性格を持っているかと思うわけです。それで、税制の本来のあり方に新たに寄附税制の拡充という方針が出されてくる、こういうところに大きな特徴があるかと思うわけです。

株式の譲渡収益、あるいは配当収益にかかわるもの、ふるさと納税として新聞報道にもされておりますが、これらのもの、実態がどのような形になるのか、なかなか予想もつかないと、こういう中で、きっちり議案審議もしないまま、専決で、税制であるからといって、

専決にするということは、やはり議会軽視であると言わざるを得ないと思うわけです。

難しい内容であればあるほど十分審議をして、市民にも理解をきっちり得ていく。しかも、下田市の財政にこの改正がどうかかわるのかというようなことになっていくと思いますし、行政の根幹にかかわります財政の問題が一方的に当局の専決というような形で進められるというようなことは、大変問題があると思うわけです。

しかも、今回の改正については、必ずしも4月30日にさかのぼらなくても、十分期間の余裕があると、こういう内容を含んでいるわけであります。

さらに、年金から徴収すると。大変対象者が少ないから問題ないんだと、こういう理解をしているわけでありますが、後期高齢者制度に伴う年金からの保険料の徴収は、政府自らも見直そうかと、こういう見解が出されているところであります。そういうことから考えても、住民税を年金から徴収するというは、これらの検討課題と相まって、非常に疑問の多いところだ。十分検討しなければならない課題だと思うわけです。

それが、一方的に国あるいは県のほうから指導されたら。条文を自ら見きわめずに、そのまま議会で提案しなければ、各項目の点検もなかなか困難だから、そうするんだというようなことでは、だれのための行政かと。市民のための行政ではなく、国政や権力を持っている人たちのための税制を、議会が十分のチェックや検討する間もなく制定をしていくというようなことはあってはならないことだと私は考えます。

内容的にも形式的にも大きな矛盾を持っておりますこの専決処分の承認は認めることができないと、こう考えるものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を申し述べたいと思います。

今回の税制改革、いろいろありますが、一番目玉となるのは、いわゆるふるさと納税、寄附金税制の改正だと思います。このふるさと納税は、これからさまざまな可能性を持った税制の改革になるのではないのかというふうに思っております。税制といっても、基本的には寄附金ということなんですけれども、市民が、あるいは国民が自分の意思で自分の税金の使い道について、ある程度自分で決める余地を拡大したということに関しては、これはこれからの国あるいは地方自治体にとっても大きな意味を持つ税制改革でないのかなというふうに

思います。

下田市としては、この税制改革、いわゆるふるさと納税を積極的にこれからの下田のまちの発展、これからの下田のまちの活性化のために有効に使っていくというふうなことが、下田市にとって、議会にとっても求められることであるというふうに思います。

そのような意味で、今回の税制改革、そのほかにもさまざまな経済的なものに関する、経済政策に関する特定や住宅税制に関するもの、何よりも特別徴収ということ、年金からの特別徴収を平成 2 年度からは国民住民税において特別徴収を導入するというふうなこと、これは大きな税制の改革であるとは思いますが。

しかし、介護保険にも導入され、また後期高齢者医療制度にも導入されました。そして、これから個人住民税にも特別徴収が導入されようとしている。これは、少子高齢化の中の一つの大きな動きであると思います。個々にさまざまないろいろな税制を変えるに当たってのさまざまな問題点は出てくるとは思いますが、これからの日本の社会を考えたときに、これからの税制を考えたときに、一つの大きな流れの中になっていくのではないかなというふうに思います。そのような意味においても、今回の税制改革、なかなか大きな問題点を持っていると思います。

私たちとしては、これらの問題を積極的にこれからまちがより大きく成長していく、活性化させていくために、どうしたら活用できるのかなというふうな観点からこの問題をとらえていくべきではないのかなというふうに思います。

また、専決の問題が多々言われております。私、専決の問題について、まだ知識不十分なところありますが、国で決める税制の問題と地方が裁量ができる税制の問題、2 つあると思います。国で決めた税制について、地方がこれについての税率等々について、もしそれについての決定権、修正権がないとすれば、これはある程度専決もやむを得ない。そのかわり、地方の裁量がきく税制に関しては、これは十分 審議し、十分自分たちの意志で税率を決めていくということが求められると思います。

今回の税制改正については、これはおおむね国の国会で決めた税制でありまして、それについて、専決処分というふうなことも私としてはやむを得ないのではないかなというふうに考えております。そのような意味で、今回の下田市税賦課徴収条例の改正案に対して賛成するものであります。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議第35号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第35号 下田市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

副市長（渡辺 優君） それでは、議第35号 下田市固定資産評価員の選任につきましてご説明申し上げます。

議案件名簿の24ページをお願いいたします。

下田市固定資産評価員の選任でございますが、次の者を地方税法第40条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法第40条第2項の規定と申しますのは、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するという規定になっております。

選任する者でございますが、下田市吉佐美175番地、河井文博。生年月日は昭和25年12月22日生まれで、現在、5歳でございます。

次に、提案理由でございますが、固定資産評価員は、従来より固定資産評価の担当課であります税務課長が兼務として行ってきたわけでございますが、本年4月1日の人事異動に伴いまして、税務課長に変更がありましたので、固定資産評価員の選任がえを行うというものでございます。

以上、簡単ではございますが、議第35号 下田市固定資産評価員の選任についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 35号 下田市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議第 36号の上程・説明・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 36号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

会計管理者兼出納室長（森 廣幸君） それでは、議第 36号 指定金融機関の指定につきましてご説明を申し上げます。

議案件名簿 25ページをお願いいたします。

地方自治法第 235条第 2 項及び地方自治法施行令第 168条第 2 項の規定によりまして、次の金融機関を指定し、下田市の収納及び支払いの事務を取り扱わせることとするものでございます。

指定金融機関の名称及び所在地でございますが、名称は、三島信用金庫であります。所在地は、静岡県三島市芝本町 12番 3号でございます。

指定の期間でございますが、平成 20年 7月 1日から平成 22年 6月 30日まででございます。

なお、提案の理由でございますけれども、現在、指定金融機関としております静岡中央銀行が平成 20年 6月 30日をもちまして指定の期間が満了となりますもので、平成 20年 7月 1日から平成 22年 6月 30日までの 2年間、指定金融機関として指定するものでございます。

なお、条例関係等の説明資料の 65ページから 66ページにこれまでの指定金融機関の指定状況につきまして添付してございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 36号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第 37号の上程・説明・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 37号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

産業振興課長（平山広次君） それでは、議第 37号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについてのご説明を申し上げます。

26ページの議第 37号議案とともに、説明資料をお開きください。説明資料の 67ページになります。

それでは、説明いたします。

静岡県知事から公有水面埋立法第 3条第 1項の規定により須崎漁港区域内公有水面 埋立てについて意見を求められましたので、異議のない旨の意見を申し述べることについて、同法第 3条第 4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公有水面埋立法第 3条第 1項の規定とは、出願事項の縦覧等で、県知事は埋立免許の出願

があったときは、遅滞なくその事件の要領を告示するとともに、書面及び関係の図書をその告示の日より起算し3週間縦覧に供し、その期限を定めて、地元市町村長の意見を徴するというものでございます。

それでは、まずその位置でございますが、静岡県下田市須崎字大ヶ久保 552番2、同市須崎字下条 1478番1、1478番2及び1478番3地先公有水面でございます。

次に、目的としましては、須崎漁港施設用地（岸壁施設）でございます。

3、埋立ての面積につきましては、756.62平方メートルでございます。

4、区域につきましては、ただいまからご説明いたします各地点に囲まれた区域となります。の地点と の地点までを順次結んだ線、の地点から の地点を結んだ線により囲まれた区域の公有水面です。説明資料のえんじ色の部分になります。

各地点の位置をご説明いたします。

の地点は、説明資料 えんじ色部分の左の上側になります。須崎恵比寿島指向灯（北緯 34度39分06秒、東経 138度57分5秒）、ここから 27度3分5秒の方向で 548.23メートルの地点です。なお、須崎恵比寿島指向灯の位置は、世界測地系の経緯度であらわしております。

の地点につきましては、の地点から 224度19分13秒、5.5メートルの地点であります。

の地点につきましては、の地点から 134度19分13秒、123.60メートルの地点であります。

の地点につきましては、の地点から 44度19分13秒、9.33メートルの地点であります。

の地点につきましては、の地点から 308度51分56秒、40.30メートルの地点でございます。

提案理由でございますが、須崎漁港水産基盤整備事業に伴う岸壁施設を建設するためでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 議第3号のただいまの説明だけでは、どういうことなのか、残念ながら理解に苦しみますので、随時 質問をさせていただきたいと思っております。

第1点は、この埋立ての出願者はだれで、いつ、どういう理由でなしたのか。それに伴いまして、議会の議決を求めると、この公有水面埋立法に基づいてと、こういうことになるう

かと思しますので、まずその説明をいただきたい。

そして、出願に至る経過の中で、どういう要望がどなたから出されて、この計画をなすようにされたのか。

そして、さらにこの埋め立てで須崎の荷捌きの岸壁を広げるという内容かと思うわけですが、どのような効果を期待をされているのか。水揚げの利便性、その経済効果、どうなっているのかということであります。

そして、予算的には、当初予算で3月議会を通っていようかと思いますが、この予算審議の案件と埋め立てとの案件はどのような関係になっているのか。普通、予算を通すときには、一定の条件については先に整備がされている、進められているというようなこともあるかと思うわけですが、そういう関係は、この埋め立てについてはどうなっているのか。

さらに、埋め立てに伴うメリットだけではなくて、デメリットというのが当然あるかと思うわけですが。須崎漁港がどうなるのか、あるいは須崎漁港の湾内というんでしょうか、そういうものがこのところ大分コンクリート詰めになっているという経緯があるかと思うわけですが。これも、10年計画ですか、そういう年次計画のもとに進められる埋め立てというぐあいに理解をしますので、そういう長い関連で見た場合、この埋立工事がどのような意味合いを持つのか。

それから、既に多くの金がこの須崎漁港には投資がされてきていると思いますが、幾らのお金を投資して、それがどういう効果になっているのか。そういう中で、さらにこの埋め立てをして岸壁をつくるということがどういう意味合いを持っているのかということ、繰り返しになりますが、明らかにしていただきたい。

ただ埋め立ての申請を県知事のところに出したと。そうしたら、議会の承認が必要だから提案しましたよということではあっても、議案としての説明は不十分であろうかと思うわけですが。須崎漁協あるいは下田漁協のどういう人たちが利便性が増えて、どうなるのかという全体の行政の立場からこれをどう当局として考えているのかというご説明をいただきたいというぐあいに、見解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（平山広次君） 何点が質問事項がありましたので、重複している部分もありまして、一括して答えます。

まず、公有水面の許可はどのようなときに承認されるかという、こういった出願の経過ですが、第4条各号に表記されておりますが、公有水面埋立法ですね、国土の利用上、適正か

つ合理的、環境保全及び災害防止の配慮、規模及び配置が適正である、こういったものが適合していることが条件になります。

本埋立てにつきましては、生産労働環境の効率化、これが第1点と、近代化に効果があるものとして申請をしたものであります。具体的にもっと言いますと、港内作業所の確保、陸揚げ作業所の効率化、もう一つ、現 壁体が老朽化しておりまして、大変危険な状況になっております。そういったものの排除、あと遊漁客の増加による対応、こういったこと、こういったような課題に対応していくために、担い手支援の育成とかに貢献ができるということで申請しております。これが、経過を含めて効果ですね。

あと、予算の審議との関係ですが、今回、公有水面埋立法の第3条として申請してあるわけですが、実はこの免許の申請につきましては、第2条に基づいた申請でありまして、まず知事に免許の出願をします。この出願のときに、予算との関連ですね、資金計画を掲載することになっておりまして、これが載っていないと出願が受けられないという状況になっております。よって、当初予算で認められましたので、その認められたことによって、4月8日に静岡県に免許の出願をしております。こういった一連の経過の中で、今回、議会の議決を経るということになっておりますので、まず出願をして、資金とか効果というんですか、そういったものを提出して、今回議決を受けるという、こういった順番になっております。

あと、メリットとデメリットの関係 なんです、具体的に環境への影響等が考えられるわけですが、こういったものについて十分確認をしまして、具体的には、公害防止に係る部分の調査、工事車両、これが大体最大 10台ぐらい予定しておりまして、この辺の影響をなるべく少なくすると。あと、埋立てになっておりますので、希少種ですか、こういったものについての調査もしてありまして、ここは岩盤になっておりますので、そういった影響はないんじゃないかということで、埋立ての申請をしております。

以上ですが、出願についてと経過、要望、予算措置、あと要望について、これは地元 の分担金がありまして、地元の分担金は、工事費の国と県の補助残の 35%、工事費の 35%が地元負担金になっておりまして、これの分担金の支払いについても、一応漁協とは確認がされてありまして、具体的には、須崎の 船主会のほうからの要望が出てありまして、こういった事業が進んでおります。

それと、今までの経過ですが、平成 14年からの事業でありまして、平成 23年に終了するということになっております。特に、須崎漁港に限っていいますと、 14年から約1億円前後の金額でこれまで行われております。 18年から 19年、20年、21年にかけて、大体 8,000万円程

度の事業費となっております。

以上が予算の関係と効果、デメリットの関係、投資の関係、こういったものになります。

以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 当初予算で予算を措置して、4月8日に下田市が埋立ての免許申請をしたと、こういうことでよろしいですね。

そうしますと、埋立てができ上がりますと、これは市の土地ということに、恐らく登記をするとなるとということになると思うんですが、この市の土地と、使うのは恐らく市が使うんじゃないくて、漁業者あるいは漁協 が使うということになると思うんですが、ここら辺の関係はどうなるのか。無償で貸せるのか、あるいは賃貸等々含めて考えているのかということがあります。

今までの説明ですと、平成 14年から毎年約1億円余ないしは 8,000万円余の費用をここの港湾の整備にかけてきたという話であります。具体的な、大変できて、地元民が、あるいは漁民の方がよかったよというような話や、具体的な経済的な効果というのは、今の課長の答弁からは全くなかったと、こう理解してよろしいのか、再度お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（平山広次君） 埋立て後の措置ですね、これは埋立てが終了しますと、区域の設定と字の指定をしまして、登記することになります。それがこの工事が終了してからということになります。それに基づいて、土地等がありますので、漁港の管理条例に基づいて管理することになります。

それと、あと具体的な効果がまだ見えないということなんです。実はこの施設をつくることによって、教育旅行の受け入れ等も進んでおります。これは、須崎 とか白浜とか田牛、外浦、こういったものがあるわけですが、当初、受け入れの施設としまして、漁港の整備をすることによって、担い手の育成とか交流も進むという、こういった観点があると思います。こういったものを見ても、当初、3,500人ぐらいで、平成 14年前後に 3,500人前後だったのが、昨年は全体で併せて 5,323人に増えていると。こういったことも効果の一つに挙げられているというふうに私自身は思っております。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 漁港の整備は、毎年々、須崎と、それから白浜がなされてきているわけですけれども、他の地域での漁港の整備はやらないのか、あるいは要望がないのかという

ぐあいと思うわけです。下田には須崎の港しかない、漁港しかないというようなことであってはいけないと思うわけですが、そこら辺の漁港の整備のあり方というものはどういようにお考えになっているのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（平山広次君） 今回提案しているものについては、漁港漁場整備事業の中の一環でありまして、これ以外に田牛とか外浦とかあるわけです。田牛等については、今年度当初予算で審議していただいたんですが、しゅんせつをすると。それと、あと 外浦については、昨年までの事業だったんですが、高潮対策の事業として認められて、既に 竣工しておる事業もあります。

以上、これだけではなくて、漁港全般についての計画の中でやっておりまして、これも財政も含めて優先順位をとって、効果的な事業をやっていくと。下田市にとって効果的な事業を選択していくという、こういった中でやっておりますので、ここだけに限らず、全体計画、漁港だけではなくて、下田市全体の計画を見ながら進めていっております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 37号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第 38号・議第 39号議案の上程・説明・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 38号 平成 20年度下田市一般会計補正予算（第 2号）、議第 39号 平成 20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1号）、以上 2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第 38号及び議第 39号の各補正予算につきまして、一括してご説明いたしますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いただきたいと思います。

まず、議第 38号 平成 20年度下田市一般会計補正予算（第 2号）についてご説明いたします。

このたびの補正の主なものは、爪木崎公衆トイレ整備工事、あずさ山の家温水器取替え工事、二丁目の排水路維持補修工事、下田幼稚園防護さく設置工事等、その対応に緊急を要する各種工事が主なものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,768万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億4,313万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明させていただきます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正は、追加で、収納窓口業務手数料で、現在の契約が平成20年6月30日に満了となることから、その後の契約の期間を平成20年度より平成22年度までとし、限度額は事業予定額210万1,000円の範囲内で、平成20年度予算計上額78万8,000円を超える金額13万3,000円については、平成22年度以降において支払うものとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、ピンク色の補正予算の概要の2ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、19款2項1目財政調整基金繰入金は700万円の追加で、今回の補正財源の調整分でございます。

次に、福祉事務所関係では、2款5項4目雑入は198万9,000円の追加で、財団法人地域社会振興財団より多世代間の地域コミュニティのための交付金を受け入れ、本年も昨年と同様、多世代交流地域ふれあい推進事業を実施するというものであります。

次に、観光交流課関係では、16款2項5目観光施設整備費県補助金は930万円の追加で、爪木崎公衆トイレ整備事業の県補助金として、事業費の2分の1を受け入れるもの、18款1項7目環境施設整備費寄附金は940万円の追加で、同公衆トイレの事業費から県補助金を除いた残額相当分を地元区よりの指定寄附として受け入れるものであります。

続いて、歳出でございますが、4ページ、企画財政課関係では、12款1項1目一般会計予備費は95万3,000円の減額で、歳入歳出調整額であります。

次に、総務課関係では、2款1項1目0100総務関係人件費は2万8,000円の追加で、下田幼稚園3歳児クラス非常勤講師の1学期末までの雇い入れ分であります。

次に、出納室関係では、2款1項10目0320会計管理事務は、補正額はゼロ円でございますが、

先ほど債務負担の変更でご説明した収納窓口業務手数料において、新たに債務負担行為を設定することから、現計の 78万 8,000円を減額し、今年度からの債務負担行為を設定することによる今年度分の同額 78万 8,000円に組み替えることによるものであります。

次に、福祉事務所関係では、3款2項1目 1200老人福祉総務事務は 198万 9,000円の追加で、歳入で申し上げた財団法人地域社会振興財団より受け入れた交付金を多世代交流地域ふれあい推進事業の補助金として、実施主体である フットハート伊豆に同額交付するものであります。

次に、健康増進課関係では、4款2項3目 2220老人保健会計繰出金は 55万円の追加で、後ほど老人保健会計の補正について説明いたしますが、老人保健法による医療受給者負担金の増額見込みに伴うルール分の繰出金であります。

次に、産業振興課関係では、5款3項1目 3600あずさ山の家管理運営事業は 238万円の追加で、あずさ山の家温水器が老朽化により使用にたえない状況となったため、夏季の繁忙期に間に合わせるよう、今回補正するものであります。

次に、観光交流課関係では、6款2項3目 4350観光施設管理総務事務は 20万 3,000円の追加で、このたび整備を行う爪木崎公衆トイレの年度内光熱水費等維持費の計上でございます。

同5目 4400爪木崎公衆トイレ整備事業は 1,876万 5,000円の追加で、補正内容欄記載の新築工事費 1,842万円、水道加入金 16万 5,000円ほか事務費等でございます。

次に、建設課関係では、7款3項2目 4900排水路維持事業は 400万円の追加で、二丁目、旧日の出食品跡地前の排水路維持補修工事でございます。

次に、学校教育課関係では、9款4項1目 6250幼稚園管理事業は 53万 7,000円の追加で、下田幼稚園防護さく設置工事であります。

以上で議第 38号 平成 20年度下田市一般会計補正予算(第 2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第 39号 平成 20年度下田市老人保健特別会計補正予算(第 1号)についてご説明いたします。

予算書の 19ページをお開きください。

第 1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2億 5,810万円とするものでございます。

第 2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の 6ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目支払基金医療費交付金現年度分は 330万円の追加で、歳入の医療受給者負担金の増額見込みによる基金交付金のルール分の受け入れ、2款1項1目国庫負担金現年分は 220万円の追加で、同じく国庫負担分のルール分受け入れ、3款1項1目県負担金現年度分及び4款1項1目一般会計繰入金のそれぞれの 55万円の追加も同様、それぞれ県及び市のルール分でございます。

続いて、歳出の1款1項2目 8610老人保健医療支給事務は 660万円の追加で、老人保健法による医療受給者負担金において、後期高齢者医療制度の導入の影響により、19年度分柔整、高額療養費等の1月、2月分の支払いが本年度にずれ込むことに伴う負担金の増額であります。

以上で議第 38号及び議第 39号の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 議第 38号及び議第 39号について、当局の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第 38号 平成 20年度下田市一般会計補正予算（第 2号）に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません。1点お聞きしますけれども、排水路維持事業ですよ、400万円の補正がついています。これは、今のご説明によりますと、二丁目の元 日の出八百屋さんのあった前のところを排水をつくる工事だと言いますが、これは 400万円で何メートル、どこまでやるのか、そのところをまずお聞きしたいんですけれども。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 施工の延長ですけれども、もとありました建物の前の全面 10メートルを計画しております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 10メートルというと、元 日の出八百屋さんのあった前だけですよ。今、あの前通っていますと、あそこ にウマを張ってあって、いつでも工事できるような状態にはなっているんですが、あれから川まで、あとほんの少しですよ。隣のところに 三洋漁具さんですか、隣の建物のところに冷蔵庫みたいなやつが置いてありますけれども、あれのところを処理すれば、川までつながる排水路ができますよね。それがなぜできないのか。今

回、日の出八百屋さん前だけのところで限定されてしまって、最後のところまで、川までもうあと10メートルもないぐらいのところを残さなければならないのか、そこら辺のところの理由をお聞かせください。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 今回実施する箇所におきましても、占用物件等がございまして、家屋の解体等に関連して、そういった整理がされたものでございますけれども、それから下流にかけましても、将来的な計画は我々としても持っておりますけれども、現時点で、議員さんご指摘のとおり、いろいろな物件、占用物を含めてございます。そういった整理がされ次第、下流側につきましても、財政状況も含めながら、今後対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 占用物件があると言いましたが、私のほうから素人目に見ると、明らかに道路の上に乗っかっているような違法なものではないのかというふうに思いますけれども、あれは市としては正式というか、ちゃんとした手続をとったちゃんとした占用物件であるというふうな認識にあるんですか。それとも、違法だけれども、やむを得ず見逃しているというふうなことなんですか。そこら辺、お聞かせください。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 現場の占用物件につきましては、許可の占用目的と若干違った占用形態をしている部分もございます。その占用許可を受けている者と、また、それを使用している者も異なっております。そんなことの中で、いろいろ関係者といいますが、占用、実際に利用されている方と一定の指導をしておりますけれども、現時点ではまだ解決しておりませんので、今後もさらに解決に努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 最後、5番、お願いします。

5番（鈴木 敬君） すみません、今の説明を聞くと、この間ずっと議会でも問題になってきた公園下のあの建物と同じような形で、何か占用許可をした者と現に使用している者との名義が違ふとかいうふうな、あと占用許可をおろしたときの条件も、今、変わってきているとかいうふうなことで、明らかにそのように当初の条件が変わってきたならば、それはもうちゃんと行政指導して、撤去してもらふなりすることが必要なのではないですか。それをや

らなかったら、いつまでもずるずるで、いずれまた裁判ざたになってくるようなことになってくるんじゃないかと思うんですけども、市のほうが強い態度でそういうふうなことができないのですか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 過去にも指導した経過はあったんですけども、今回、こういった工事の関係が出てきましたので、より一層の今、指導をしております。一応、できる限り解決の方向に向かって努力をしていきたいと思っておりますので。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 爪木の公衆トイレの建設の件であります。地元から寄附金を受けて、1,800万円からのトイレを建設をするということですが、下田市のご案内のように水仙園であり、観光施設の大きな施設の一つだと思います。そこに改めてトイレをつくると。その必要性は、まずどこにあるのかという点が1点と、当然それらのものは水仙園の中でしょうから、水仙園をどうしていく、そのお客さんを迎える施設をどうしていくという一定の計画図面と申しますか、計画はきっちりつくられていて、それに基づいて事業が実施をされていくと、私はこうあるべきだと思うわけです。地元から寄附が来たから、それで実施するんだというようなことであっては、寄附をいただくことが悪いという意味じゃなくて、まずいいではないか。水仙園、爪木崎をどう整備していくかということの見解や計画がまずあるべきだと。それらのものにのっとっているのか。

そして、これで見ますと、水道に基づいたトイレをつくるんだというぐあいに読み取れるわけです。要するに合併浄化槽でやるんだと。ところが、現在のところ、富士山等については、水を使わずにトイレをつくる、こういう方法が進んでいるわけです。そういうものを研究すべき場所の一つだと私はこの爪木は思うわけです。町中にあるトイレと同じように合併浄化槽でやって、その汚水を一番大切にしなければならない爪木崎の海に流すというようなことであっていいのかと思うわけです。

当然、国立公園地内とも立地がつながっているところであると思えますし、爪木の水仙だけではなくて、休養林と一体となっている部分のところであると思えますので、当然休養林と一体となって、トイレや観光施設、お客さんのための施設がどうあるべきかという計画であるべきだというぐあいに思うわけです。

トイレをつくる技術についても、水を使わないような富士山頂で行われているようなトイレの形態というのを十分研究すべき課題だと思うわけですが、それらの課題は研究されているのか。されていないのではないかというような気がするわけでありませぬ。トイレの必要性がどの辺に具体的にあるのか。

あそこは、単に水仙だけではなくて、1年中お客さんが来ると。そして、夏になれば、海水浴場の指定はありませんけれども、あそこで磯遊びないしは海水浴をしている、九十浜とは別の意味での隠れた非常にいい磯遊び場にもなっているわけですね。そういう形でトイレができるということになれば、あとシャワー等の施設があれば、海水浴場としても市民に提供あるいはお客さんに提供できると、こういうことにもなろうと思うわけです。

ですから、単にトイレだけではなくて、この地区をどう展望していくのかという計画のもとにトイレの必要性がきちりと位置づけられると。その形態も、どういうトイレがいいのかということも十分検討するというのが私が必要だと思うわけですが、出てきた議案から推測しますと、それらのものが全く議論がされていないんじゃないのかというような思いがありますので、お尋ねをしたいと思います。

先ほど、鈴木議員が質問されていましたが別のあれですけれども、いわゆる昔の大どぶと言ったらいいですか、日の出前の水路の改修、10メートル、ここをやるんだと。恐らくボックスカルバートというんでしょうか、ふたをしてしまって、川の上の面を使えるようにしようという意図ではないかと思うわけです。水路が、その部分から水があふれて、水路として問題があるので変えようということではなくて、10メートルということになりますと、水路以外のその部分の何か理由があって、そこを直そうというぐあいに考えているのかというぐあいに思わざるを得ないわけですが、その点はどうなのか。

水路としての改修をするというのであれば、これも水路系列全体の計画があって、今回は10メートル、このところをこういうわけで改良するんですよ、こういう論理になると思うわけですが、そういうものが出されていないということになりますと、この水路の部分と隣接している土地との利用関係の中で出てきている問題なのかと、こう理解もせざるを得ないと思うわけですが、その辺はどういうことなのか。

さらに、隣接するところの占用の許可の内容と違って、しかも許可申請じゃないほかの方がお使いになっていると。それらのものが放置されているというようなことは、大変そういう意味ではゆゆしきことだと思うわけです。市の財産がきちり管理がされていないということになるわけですので、どのようにこれをいつまでに解決する予定のお考えなのか、明ら

かにしていただきたいと思うわけであります。

とりあえず2点お願いします。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 沢登議員のほうから幾つかご質問がございました。ちょっと確認をさせていただきます。まず、爪木トイレの関係で、地元からの寄附を受けて工事を行うということで、そこに今現状あるトイレのほかに改めてトイレをつくる必要性はあるのか、それが1点。それから、基本的に水仙園をどうしていくかという計画があるのかどうかという点。それから、合併浄化槽、海に汚水を流してよいのか。水を使わないトイレというのはどうなのかということが1点。それから、国立公園上の問題で、保健休養林等、グリーンエリア等との兼ね合いが話し合いが十分されているのかという点。それから、夏、海水浴場として、もしトイレができた場合という形で、お客さんが増えていくのではないかと、大体そういう点でお答えしたいと思います。

それでは、最初の点から。まず、寄附については、実施設計の段階から多少議論 になったところですが、地元の要望も、これは去年から始まった話ではなくて、大分前からの要望もございました。そういうことで、市のほうもつくりたいという意向はあったんですけども、やはり予算の関係があったと。そういう障害があったと。そこで、現在、19年度からそういった寄附をいただけるという話の中で、具体的に話を進めてまいりました。

位置については、また、明日 委員会の中で現地視察があると思いますけれども、爪木崎の海岸へおりて、すぐ右側のところへつくる予定でございます。

それで、そのトイレをつくる必要性というのは、やはり今のトイレが余りにも老朽化が激しいと。やはり海岸端ということで、潮と風、波、それ等で大分老朽化してきている。それから、規模的にも、大と小が一つずつということで、男女共同ということになっております。そういうことで、実際は水仙園の一番お客さんが来るときに、仮設トイレを2つ3つつけているというような状況がございます。そういうことで、余りにもお客さんに 対するサービスが低下してきているのではないかというお話もありましたので、せっかく区のほうから、財産区になりますけれども、寄附をいただけるということで、県の補助事業を使いましてつくるという話になりました。

とりあえず希望的なものは、木造の平屋建て、約 10坪です。33.05平方メートルでございます。男子トイレについては、大便器が1で小便器が1、女子トイレにつきましては、大便器が2、これは今、ユニバーサルデザインで必ずつけなければいけないんですけれども、多

目的トイレが1と、こういう規模になっております。

合併浄化槽につきましては、県土木事務所等々にご相談しまして、費用的な問題もありますので、なかなか調整が難しかったんですが、何とか40人槽ということで、処理水質については20ppmの形で許可を得ることができました。確認についてはおいております。

工事完了については、今年の水仙まつりに間に合うような形で、11月半ばぐらいにはできればいいのかなというふうに、要するに県の竣工検査等もありますので、12月20日が水仙まつりですので、そのあたりにできればというふうに考えております。

それから、次の水仙園の計画でございます。これについては、従来、振興公社のほうへ業務委託をしておりました。それで、昨年、18年ですか、機構改革の中で指定管理者ということとなりまして、いろいろな形の中で、総務課のほうと協議しながら、市が直営でやっていくという形になっております。

ということで、観光課と総務課、それからグリーンエリアの管理者である産業振興課のほうと協議しながら、計画立ててはやっております。きちんとした計画書というのは、はっきりしたものはできているわけではございませんけれども、年次計画の中で、植栽等、補植等をやっております。

それから、合併浄化槽についてですが、先ほど水を使わないトイレというのは、多分バイオトイレといいますか、バクテリアで、木くずとか何かを使ったバクテリアということで、その自然のバクテリアの浄化能力でやるという、これ、近くで青野 大師ダムで実は1つできていまして、私も見に行ってみました。

これをカタログ等でも見ますと、やはり海水浴場か公衆便所とか、大量に一時的に使う方が多い場合、適さないというような、要するに山の静かな公園の中で、1日何人とかということであれば、自然の浄化力、微生物の浄化力で何とかいけますけれども、こういった水仙まつりである程度集中的になった場合には、その機能が麻痺してしまうというか、バクテリアが機能を発揮し切れないといいますか、オーバーフローしてしまうというようなことで、公衆便所等にはどうも無理なのかなという判断がありました。

ということで、合併浄化槽を、基本的に20ppmあれば、今現在のトイレよりもはるかにきれいな水が出るということで、そういう判断で、地元の方ともいろいろ、漁協のほうともご相談しまして、漁協のほうからも、当然ということですがけれども、同意書はいただいております。

それと、あと国立公園の関係なんですが、これについては、これも国立公園の申請を出さ

なければなりません。そういうことで、現在、出しております、もうじきおきる、3月には出しておりますので、1カ月か2カ月かかるということで、少し延びておりますけれども、これも近々おきる予定です。

それから、海水浴場の件ですけれども、確かに須崎については九十浜が海水浴場として指定を受けております。この爪木の海岸については、海水浴場になっていないというのは、これ、私たちも、私なりに考えたことがあるんですが、多分これは過去からの経過で、あそこは天草といいますか、浜が漁協用地になっております。天草干場とか、そういったことで、海水浴場に一般的には一般海岸、それから漁港とか、夏の間だけ占用する形で使わせていただいておりますけれども、あそこについては、多分天草とか、そういった漁業用地に使われるということで、海水浴場としてできなかったのかなと。当然、お客さんが自由に入る分には問題ないんで、昔は売店があったりとか、海水浴場らしくは使われていたようだけれども、指定という形ではできなかったのではないのかなというふうに感じております。

とりあえず質問についてはこれで答えが済んだかなというふうに思いますけれども。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 3点ほどご質問がありましたけれども、最初の2点、水路以外の利用目的、あるいは水路の全体計画の件なんですけれども、今回実施しようとするのは、河口側からいけば、小さい通りでいけば、最後のワンブロック目です。平成16年にその前、町中側のワンブロック、さらにもう少し町中側のワンブロック、ツープロック排水路工事をしております。

この排水路工事につきましては、昭和59年頃に公共下水道の関係で、下水は污水だけ、そのほかに雨水はどうするのかということで、雨水については一定の計画がございます。それに沿いまして、平成16年度にそのツープロックが実施できました。

内容的には、上流から下流に向かって、ボックスそのものが海側からスリーブブロック目が1メートル、1メートルのボックス、下流に行くに従って大きいボックスということで、ツープロック目が1メートル30の1メートル20、今回が2メートルの1メートル60と。さらに、その下流は3メートルの2メートルというふうな形になりますけれども、大きくなるということですね。そういう形の中で実施を予定しております。

その場所につきましては、現場、思い出せばわかると思うんですけれども、一応歩道として利用するというような形で構成しています。ですので、まっすぐ通るのではなくて、上は

歩道として工事をしたいと思っております。

3点目の、ではいつまでにそのさらに下流側の占用物件等の解決はできるんだという、時期はいつなんだというふうに問われましたけれども、いつだよというのは僕も明確には言えませんけれども、今回、こういった工事をしていますので、できる限りその下流側というのは早い時期に工事ができれば望ましいのかな。ある意味では、そういったことに絡み合わせて、解決の方法がとりやすいのかなというふうに理解していますので、できるだけ努力したいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） いいですか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 爪木のトイレについて再質問をさせていただきたいと思えます。

現状の中では、水仙まつりの期間中、仮設トイレを2台ほど設置されてやられていると。そういう意味では、浜を汚さないという方法においては、私は最良といえますか、くみ取りになるわけですから、利用の内容としては、ちょっとおぼつかない点があるかと思いますが、そういう点は評価できると思うわけです。

しかし、今予定していますが、聞くところによりますと、男子トイレで大1つ、小1つ、それで女性が大が2つ、こういうことですので、当然 水仙祭りの期間になれば、この施設で足りるわけがない。この合併浄化槽はあふれてしまう。長い列ができる。そして、汚物はあふれてしまうというようなことがここだけで考えれば想定ができるんじゃないかと思うわけです。

上の駐車場のトイレがございますね。区がつくられたと思うんですが。あその水は、この海岸のほうには流れて来ずに、もう一つ先の先の海のほうに流れていくという仕組みになっていようかと思えますので、そういう心配はないと思えますが、20p pottについても、水仙祭りのときにはとてもそんなところでとどまらないことが予想できると。そういうところにトイレをつくるという条件でありますので、これは十分にですね、ただ常設のトイレをつくれればいいんだという見解であっては不十分だという場所だと思うわけです。

熱海等のトイレの経過の中でも、景観からいって、トイレを半地下式にして、眺望を妨げないようにするというような工夫もされているわけですね。場所からいっても、そういうことも考えなければならぬ場所だと思うわけです。一定の場所を設定して、そこに常設の何らかのトイレをつくれればいいんだと、こういうことで事が済むような場所ではないと私は思

うわけです。ですから、そういう観点に立って十分検討いただきたい。

そういうことでいきますと、従来ある横に男女共用の1つのトイレがありますよと、こういうお話ですが、それは老朽化しているということのようですので、その施設は、老朽化したものはどうするのか。撤去しないのかというような疑問も出てこようかと思えますし、全体の計画を、ぜひとも観光施設をどう整備していくか、どういう種類のものをしていくか、青野から等に寄って、大きなお客さんを迎えるためには、水を使わないバイオのトイレは不適切だと、こういうぐあいなお話ではありますが、夏の富士山の登山は1人や2人じゃないですね。大変な量のお客さんがあそこで対応しているわけですから、青野の施設の判断のみで、このスタイルはいかがなものかという結論を出すのは、私は早急ではないかというぐあいと思うわけです。十分にそういう水を使わない環境に優しいトイレを下田市で導入するというような方向をお考えいただきたい。

地元から寄附金があって、県からの補助金があるから、でき合いの考えででき合いのものをつくるんだ、こういう形で進めていい場所ではない、こういうぐあいに思いますので、そのことを検討できる態度が当局のほうにあるのかどうか、この点を再度お尋ねをしたいと思います。

それから、山の家の温水器が耐用年数等々が来て、取りかえたいと、こういうことでありますが、これはおふろの給湯のためのボイラーなのかと思えますが、内容をもう少しお聞かせをこの点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、多世代交流ふれあいの事業推進補助金で、補助金をもらってこの事業を進めるということではありますが、これについても、内容を、どこの点をどう推進されることになるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

もう決定したことだから、これで進むということじゃなくて、ぜひ私の意見も検討して、水を使わないトイレの方向の検討していただきたいと思えますが、どうか。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 沢登議員の2度目のご質問でございます。この大きさとか水の問題、それから老朽化したトイレ、水を使わないトイレを検討ができないかというようなご質問だと思います。

これも、必ずしも市だけで決めたわけではありませんでして、何回か財産区議会や地元の協議会の方々と、それから設計、建築士さんも入っていただいて、いろいろ要望もお聞きしております。その中で、いろいろな確かにご意見が出ました。水を、先ほども上のトイレの

ほうに持っていったらどうかとか、いろいろなものもありました。

もちろんこのトイレをつくる場合には、トイレというのはやっぱり浄化槽の問題もあって、ちょっと特種なものをつくると、非常に金額もはね上がってしまう。20p pãDいては、公共下水道が一般的に、いろいろな条件があると思いますけれども、使われている生物化学濃度でしたっけ、そういうことでやっておりますので、決してそれで水がきれいになっているという事実も海岸によってはありますので、決してこれは水を、浜を汚すんだということにはならないのかなという私たちは判断はしております。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（山田吉利君） もちろん真っさらな浄水というわけではありませんので、それは多少はあるのかもしれませんが、許容の範囲内でいくのではないかというふうに思っております。

大きさにつきましては、これはどんなトイレをつくりましても、水仙まつりのピークするときには必ず並ぶということ在地元の方から聞いております。この辺については、例えば正月の1月1日がピークのようなですけども、その際には、今年のお話ですけども、地元の方々が出て、役員さんが上へ誘導すると、そういった人海戦術的な方法もとる必要があるのかなと。こういうトイレになったとしても、これが例えば倍のトイレになったとしても、そういう必要はピーク時には出てくる可能性がある と。ですから、そういうときには、混雑した場合、それを少しでも緩和するために、誘導員というですか、役員の方々が出てやっていただいているというふうに聞いております。これは長年、そういう形で仮設トイレを使っているときもそうでということを知っておりますので、このトイレができて稼働した今年度の水仙まつりについても、ピークの一番最高ときには、本当に1日か2日ということなんですが、同じような対応をとる必要はあるのかなというふうに考えております。

やはり今のトイレですと、本当に女性も男性もないということで、さすがに観光地の、水仙園のトイレとしては余りに恥ずかしいということで、それは私たち市も、これはたまたま地元の要望があったから、寄附があったからということではなくて、つくる必要性は感じております。そういう条件がそろったということで、今回、踏み切ったということになります。

今のトイレは、実は作りかえたかったんですけども、壊してですね。ただ、がけ地のそばということで、残念ながらあそこに建てかえるには、非常にコスト高になってしまうと。例えば、擁壁をつくるとか、あそこを木造じゃなくてコンクリート製のものにするとか、そうすると数倍の規模になってしまうというようなことで、とてもコストに合わないとい

ますが、現実不可能なものになってしまうということで、今の現在の予定地にしようと、これは地元の合意も得ております。そういうことでございます。

現在のトイレは、近いうちには壊す予定でおりますけれども、これも地元の要望もありまして、地元の方々が使うトイレとして、例えば 天草とか漁師さんの方々が使うトイレとしても、ちょっと使っていきたいと。相談の上、使えないようであれば壊していくというような形でやっていくような方向で、今のところ話を進めております。

それから、やはり水の、バイオのトイレでございますけれども、この辺は、どちらとも私も判断はつかないんですけれども、現状の中では、いろいろな話を聞く中では、やはりピークに極端な使い方をするトイレについては、やはり今の合併浄化槽のほうが適しているのではないかということで、これも地元の方とも話をして、話題としては出たこともあります。

ただ、それはどうするかということとはなかなか難しいところですが、観光課として、市として地元の方々と話をした中で、この方向に決めたということでありますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（平山広次君） ボイラーの給湯施設ですね、この取りかえの内容をもう少し詳しく知りたいということの質問でしたので、お答えします。

この状況なんですが、平成4年に山の家ができて、1年目を迎えております。この今回の給湯器につきましては、重油を燃焼させて水を温める、こういった給湯器であります。これがこの4月に漏水があるという連絡を受けまして、現地で説明を受けた中では、異常音が恒常的に発生しているということで、それと同時に、バーナーの能力も低下しているということがありました。それは、水温がなかなか高温にならないという、こういった部分もありまして、このままいくと、夏の繁忙期を乗り越えられないんじゃないかという、こういった危険性がありましたので、今回、補正で対応させていただくような形で提案させていただきました。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（清水裕三君） 多世代交流地域ふれあい推進事業の件ですが、これは地域社会振興財団というところからの100%補助で、平成17年から今年で4年目です。

それで、昨年12月21日に県庁を經由しましてここに申請をしたわけですが、この

5月になりまして事業採択がありました。実際にやる、ですから事業自体は、もうこの事業をやるということで決まっております。

内容的には、毎年やっています 葦船をつくって、稲生沢川の 葦を刈って、葦船をつくる。その葦船をつくった後に、それをまたコンポスト化して、それを 家庭に配る。やるということですね。

そういうことで、子供を集めてやることと、足もみ体験ということで、フットセラピーと言うんですか、その人たちを呼んで、無料でそういう 体験をさせるということで、去年は大体 120人ぐらいのそういう人がいたそうです。

ですから、補助先はフットハートの方、そこに講師の、ですから 100%補助ですので、市のつけ増しはありません。そういうことです。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 最後に、爪木崎への要望を申し上げて終わりたいと思いますが、ご案内のように、あそこには温室があって、それこそ大変老朽化の施設であると思います。しかし、施設としては利用されておるわけですね。継続したいという思いがあるわけですが、それらのものをどうするのか というようなことも、具体的な計画の中には当然なければならないというぐあいに思うわけです。

よく言われるのが、爪木崎の碎石でやってあります 天草干場のところが、ちょうど水仙園の隣接地で、何とかその意匠ができないのかというような意見が出されていると思うわけです。ここにはいろいろな意見が出されて、整備の検討の案があると思うわけですが、それらのものが私は審議されてないんじゃないかと、きっちり。きっちり方向づけがですね、方向づけができるものとできないものは、それは当然あるかと思いますが、そういう中でのやはり観光施設としてのトイレをどうするのか、こういう全体計画の中の位置づけというのが必要ではないかと思うわけです。

私が見るところですと、そういうものが全くなされていないとは言いませんけれども、大変不十分だと。水仙があり、パンパスグラスはいつの間にかあっちのほうに行ってしまうというようなことで、秋にもお客さんを迎えようというような形で一定の計画があったはずだと。ところが、パンパス グラスは見えるところからなくなっているというような現状も出ておりますし、トイレはぜひとも必要なものだと思いますけれども、この形態 がどうあるべきかというのは十分検討すべきだと思いますし、 水仙だけではなくて、あそのイソブキの、今、だからトイレを壊さないという、男女兼用のトイレのがけのところのツワブキ

というのは、大変きれいなツワブキで、刈ってあげさえすれば、水仙のちょっと前に、あるいは水仙と一緒に黄色い花をつけるというようなところでもありますので、ぜひともそういうどう管理するか、どう整備していくかという計画をつくる中で、この施設の整備も進めていただきたいという要望を申し上げて、終わりたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 38号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

次に、議第 39号 平成 20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） この補正予算の保健補正に医療費の負担金が 660万円ですか、補正するわけではありますが、どういう理由かということと、今後、この老人医療費の支給費及び支給事務についての見込み というんでしょうか、そういうものの見解をまずお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（藤井恵司君） 今回の老人保健の歳出のまず理由ですけれども、老人保健は後期高齢者に変わりましたので、ここが最後の調整でございます。2 カ月遅れで請求が来るもんですから、大ざっぱには、高額療養費の部分が 574万円、柔道整復師またはコルセット等の関係で 86万円、計 660万円が不足だということで、これをルール分に合わせて収入をしまして、最終的な決算をするということでございます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 39号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、委員会審査をお願いし、4日、本会議を午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この後、2時55分から議場において全員協議会を開催いたしますので、お集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 2時45分散会